

令和7年第4回占冠村議会定例会会議録（第1号）

令和7年9月19日（金曜日）

○議事日程

		議長開会宣告（午前10時）
		◎所管事項に関する委員会報告（議会運営委員長）
日程第1		会議録署名議員の指名について
日程第2		会期決定について
		◎諸般報告
		・議長諸般報告
		・総務産業常任委員長報告
		◎村長行政報告
		◎村長所信表明
日程第3		一般質問
日程第4	報告第1号	令和6年度占冠村健全化判断比率の報告について
日程第5	報告第2号	令和6年度占冠村資金不足比率の報告について
日程第6	承認第1号	専決処分につき承認を求めることについて
日程第7	議案第1号	権利の放棄について
日程第8	議案第2号	北海道市町村総合事務組合規約の変更について
日程第9	議案第3号	北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
日程第10	議案第4号	北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
日程第11	議案第5号	占冠村議会議員及び占冠村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第12	議案第6号	占冠村宿泊税基金条例を制定することについて
日程第13	議案第7号	令和7年度占冠村一般会計補正予算（第5号）
日程第14	議案第8号	令和7年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
日程第15	議案第9号	令和7年度村立診療所特別会計補正予算（第1号）
日程第16	議案第10号	令和7年度占冠村介護保険特別会計補正予算（第1号）
日程第17	議案第11号	令和7年度占冠村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第18	議案第12号	令和7年度占冠村簡易水道事業会計補正予算（第3号）
日程第19	議案第13号	令和7年度占冠村公共下水道事業会計補正予算（第1号）

○出席議員（8人）

議長 8番 児玉眞澄君
 2番 木村一俊君
 4番 下川園子君
 6番 小林潤君

副議長 1番 大谷元江君
 3番 細谷誠君
 5番 藤岡幸次君
 7番 小尾雅彦君

○欠席議員（0人）

○出席説明員

（長部局）

占冠村	長	田中正治	副	村	長	松永英敬
総務課	長	三浦康幸	企画商工課	長	平岡卓	
農林課	長	鈴木智宏	建設課	長	岡崎至可	
住民課	長	伊藤俊幸	トマム支所	長	阿部貴裕	
会計管理者	合	田幸	総務担当主幹	幹	野原大樹	
財務担当主幹	橋	佳則	税務担当主幹	幹	小瀬敏広	
企画担当係長	鈴木	隼	商工観光担当主幹	幹	竹内清孝	
広報統計担当係長	大谷	淳貴	地域振興対策室主幹	幹	松永真里	
農業担当主幹	杉岡	裕二	林業振興室係長	坂本	龍哉	
建築担当主幹	嵯峨	典子	環境衛生担当主幹	蠣崎	純一	
下水道担当主幹	中島	辰男	戸籍担当主幹	細川	明美	
戸籍担当主幹	八木	香織	国保医療担当係長	久保	璃華	
保健予防担当主幹	岡本	叔子	村立占冠診療所主幹	佐々木	智猛	
社会福祉担当係長	川口	晃平	介護担当主幹	佐久間	敦	
子育て支援室主幹	森田	梅代				

（教育委員会）

教育	長	多田淳史	教育次	長	木村恭美
社会教育担当主幹	上島	早苗	学校教育担当係長	渡邊	舞子

（農業委員会）

事務局 長 鈴木智宏

（選挙管理委員会）

書記 長 三浦康幸

（監査委員）

監査委員	藤本重克	監査委員	下川園子
事務局	長 高桑浩		

○出席事務局職員

事務局 長 高桑浩 係 長 田中健士郎

開会 午前10時00分

◎開会宣言

○議長（児玉眞澄君） 改めまして、皆さんおはようございます。

本日はよろしくお願ひいたします。

ただいまの出席議員は8名です。定足数に達しておりますので、これから令和7年第4回占冠村議会定例会を開会します。

この際、当面の日程等について議会運営委員会の報告を求めます。

議会運営委員長、細谷誠議員。

○議会運営委員長（細谷誠君） おはようございます。

議会運営委員会より御報告申し上げます。

去る9月3日及び9月9日に議会運営委員会を開催し、令和7年第4回定例会に関わる付議事件、会期及び議事日程等の審議を行うとともに、議員提出案件並びに一般質問について審議いたしました。

今期定例会に提出された案件は、村長提出案件として報告2件、承認1件、議案13件、諮問1件、同意議案2件、認定2件の計21件であります。

議員提出案件は、意見書案2件であります。一般質問につきましては、通告期限までに7議員から通告があり、質問の順序は、会議規則等運用例に基づき、通告順とすることといたしました。

なお、質問の要旨は、あらかじめ配付したとおりであります。

これを踏まえ、今期定例会における会期は本日9月19日から9月22日までの4日間といたします。

議事日程日割等はあらかじめ配付したとおりであります。

最後に、円滑な議事運営に御協力賜ります

ようお願い申し上げます、議会運営委員会からの報告といたします。

◎開議宣告

○議長（児玉眞澄君） これから、本日の会議を開きます。

◎議事日程

○議長（児玉眞澄君） 本日の議事日程は、あらかじめ、お手元に配布したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（児玉眞澄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により議長において、4番、下川園子議員、5番、藤岡幸次議員を指名します。

◎日程第2 会期決定について

○議長（児玉眞澄君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長の報告のとおり本日9月19日から9月22日までの4日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日9月19日から9月22日までの4日間と決定しました。

◎議長諸般報告

○議長（児玉眞澄君） これから諸般の報告を行います。

事務局長。

○事務局長（高桑浩君） お手元の審議資料の1ページをお願いいたします。

今期定例会に付議された案件は、報告第1号から認定第2号までの21件です。

議員提案による案件は、意見書案第8号から意見書案第9号までの2件です。

説明のため出席を要求したところ通知のあった者の職及び氏名は、村長以下記載のとおりです。

2ページをお開きください。

令和7年第3回占冠村議会定例会以降の議員の動向は、7月15日、全員協議会以下記載のとおりです。

9ページをお開きください。9ページから10ページは、令和7年度令和7年6月分例月出納検査結果。

11ページから12ページは、令和7年度令和7年7月分の例月出納検査結果です。

以上でございます。

○議長（児玉眞澄君） 次に議長に提出された総務産業常任委員会の報告書について説明を求めます。

総務産業常任委員長、小林潤議員。

○総務産業常任委員長（小林潤君） 令和7年9月19日、占冠村議会議長、児玉眞澄様。

占冠村議会総務産業常任委員会委員長、小林潤。

所管事務調査に関する調査報告について、このことについて、次のとおり、所管事務調査を実施したので報告する。

記。1、調査期日、令和7年8月7日木曜日。

2、調査事項、（1）トマム地区公園整備状況等調査。（2）薪生産施設及び生産体制等調査。（3）双民館維持管理状況等調査。

（4）林業生産基盤整備道アリサラップ支線維持管理状況等調査。

3、調査経過。調査に当たっては、村長、副村長及び各担当者の動向により、現地説明及び各種書類を確認し実施した。

4、内容。（1）トマム地区公園整備状況等調査。この間の整備状況や今後の方向性等について、担当者より説明を受けるとともに、現地にて維持管理状況等を確認した。

当該公園については、住民参加、参画の推進の取組として地域住民によるワークショップで寄せられた意見をもとに、平成28年度より整備が進められ、今年度で丸10年を迎える。

公園は、ミナトマムエリア、幼児遊園エリア、森のエリアから成る3つのエリアで構成され、それぞれの特性を生かした公園づくりが進められており、令和6年までに、1,723万8,000円を投じて整備が進められてきた。

年月の経過とともに、子育て世帯の入れ替わりや、近隣自治体の大規模公園整備等取り巻く環境が変化し、住民の中で公園整備に対するニーズや価値観、優先度等に変化が生じていると推測されることから、令和3年度を最後に途絶えていた住民ワークショップを年度内に開催し、今後のあるべき姿や方向性について意見交換し、村として一定の方向性を見いだす予定とのことである。

村においては、この間の公園整備により、住民の期待に応える成果が得られたかを十分に検証し、ワークショップでの議論を尊重する中から住民とのコンセンサスを形成し、今後の方針を決定するよう求めるものである。

なお、公園内の河床整備や河川周辺の環境整備が不十分なため、利用者の安全性や快適性を確保する意味でも、必要な措置を講じ、維持管理に万全を期されるよう求めるものである。

（2）薪生産施設及び生産体制等調査。一般社団法人占冠村木質バイオマス生産組合の

解散により、薪生産事業が株式会社森総占冠支店に継承されたため、施設確認及び今後の生産体制等について、担当者及び事業者より説明を受けた。

土地建物、機械設備等については、引き続き現事業者に引き継がれており、当面の使用に十分耐えうるものであることが確認された。生産体制については、事業形態や採算性はもとより、顧客の要望に応じたメニュー提供など、柔軟な対応についても十分に検討されており、公共施設を初めとした顧客に対する商品供給体制が確立されていることについても確認するとともに、事業者の強い意気込みも感じられた。

森林整備を本業とする事業体であり、薪生産との両立に多少の懸念はあるものの、事業開始後間もないことから、当面は、今後の経過を見守ることとし、村においては、安定経営に向けた相談体制等、側面的支援を望むものである。

(3) 双民館維持管理状況等調査。令和7年度より施設の管理形態が従来の指定管理方式から村直営に改められたため、その管理状況について、担当者より説明を受けるとともに、現状を確認した。

懸案であったグラウンドの環境整備については、本年度において乗用式草刈り機を購入したことにより、作業負担の軽減が図られ、整備状況も良好であることが確認された。

施設内部についても、おおむね良好な管理状況と認めるが、一部不用物の整理等が必要な箇所が見受けられたため、今後においては、計画的に取り進められたい。

総合的には指定管理者方式から直営に移行したことによる不具合は見られないが、宿泊施設やキャンプ場の運用、体験工房の活用策など、施設運営の方向性が不透明な部分があ

り、指定管理者の再選定や民間活用の可能性も含め、村としての運用方針を早急に確立することを求めるものである。

(4) 林業生産基盤整備道アリサラップ支線維持管理状況等調査。平成25年の事業開始から11年もの年月をかけ、総延長5,893メートルの当該林道が令和5年度に完成したことから、開設後の維持管理状況等について、現地にて説明を受けるとともに、森林整備施業箇所や今後の施業予定地等を確認した。

林道については、過去の大雨により発生した法面崩落箇所も修繕が行われるなど、適切な維持管理が行われているものと認めた。

異常気象に伴う大雨災害に備えるためにも、日常的な施設点検や維持管理、メンテナンスが不可欠であることから、引き続き限られた財源の中で計画的に取り組みされるよう求めるものである。

あわせて、当該路線流域の森林の付加価値をさらに高めるためにも、森林整備を進めていく上で必要な作業道等の作設も計画的に進め、ひいては村内の林業事業体の育成にも寄与されることを望むものである。

(5) 調査の継続。総務産業常任委員会では、調査結果は上記のとおりであるが、今後も引き続き調査を行うものと決定した。

以上でございます。

○議長（児玉眞澄君） これで諸般の報告を終わります。

◎村長行政報告

○議長（児玉眞澄君） ここで村長から行政報告のための発言を求められておりますので、その発言を許可します。

村長、田中正治君。

○村長（田中正治君） 議長のお許しがありましたので、行政報告をいたします。

審議資料4ページになります。

1、報告事項であります。本日配付の資料を御覧ください。

(1) 宿泊税について。観光振興を目的とした宿泊税条例については、観光業に関係する事業者や団体にも御協力を頂きながら検討を進め、令和7年第1回村議会定例会で可決されました。

条例可決後、直ちに総務大臣協議を進め、地方財政審議会などの協議も得ながら、7月22日付けで総務大臣の同意が得られたところです。

また、本村と同じ宿泊税の検討を進めている北海道においても、7月31日付けで総務大臣同意が得られたことから、8月27日、28日に事業者に対する徴収事務等に関する説明会を開催してきたところです。

村としては、令和8年4月1日からの宿泊税導入に向け、本定例会に係る予算を上程させていただいており、北海道との連携による相乗効果も念頭に置きながら、地域全体にとって望ましい観光振興を実現するための準備を進めてまいります。

2、主な業務等でありますけれども、7月15日、令和7年第3回占冠村議会臨時会以降の行動につきましては、5ページまで記載のとおりでございます。

3、入札につきましては、6ページまで記載のとおり、3件を執行しております。

以上、行政報告を終わらせていただきます。

○議長（児玉眞澄君） これで行政報告は終わりました。

◎村長所信表明

○議長（児玉眞澄君） 引き続き村長から所信表明の発言を求められておりますのでその発言を許可します。

村長。

○村長（田中正治君） 配付の資料を御覧いただければと思います。

1、初めに、令和7年第4回占冠村議会定例会の開催に当たり、このたびの村長再選に伴い、村政執行に対する私の所信を申し上げ、村民の皆様並びに議会議員の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

3期目の立候補に際しましては、6月議会定例会において、立候補の決意を申し述べ、村民の皆様にも御支援、御協力をお願いしてきたところでありましたが、温かい御理解のもと、無投票当選の栄を与えられました。誠にありがとうございました。

この御期待に応えるためには、これまで以上に占冠村の発展に努めるとともに、全ての村民が報われる社会を目指し、安心して住み続けることができる村、持続可能な村となるよう、誠心誠意頑張ることを改めて決意しております。

本村の現状を見ますと、コロナ禍を経て、地域コミュニティや経済活動を取り戻しつつある中で、全国的な課題でもあります少子高齢化や人口減少問題の波は、本村にも大きな影響を与えていると考えており、先を見据えた対応が求められますので、幅広い方々のお力をお借りし、この状況を乗り越えたいと思っています。

以下、村政執行の基本姿勢と政策について申し述べます。

2、村政執行に対する基本姿勢。村政執行の基本をこれまで同様、全ての村民が報われる社会を目指し、安心して住み続けたいと思える村づくりを進めてまいります。

占冠村は、先人たちの強い意志と努力により、農林業を基幹産業として発展してきましたが、加えて、日本でも有数なトマムリ

ゾート開発が進められる一方、鉄道や高速道路など交通の要衝として、様々な分野で貴重な地位を占める地域として、今後の発展に期待が寄せられていると感じています。

これまで培ってきた持っている資源を活用し、持続可能な地域として頑張れる村であると思っております。

少子高齢化や人口減少などの影響を受けている現状ではありますが、これらを着実に解消し、村政を執行していくために、次の事項について実行したいと考えております。

1、持続可能な地域づくり。地域づくりを進める上で、基幹産業である農業、林業、観光産業の振興は必要不可欠であり、経済循環が活発になることにより、移住、定住、起業が考えられる社会が生まれます。

一方で、それぞれの特性を生かした集落づくりも関連性があることから、総合的な取組が必要と考えています。

農業においては、新規就農者の営農が始まっている一方で、高齢化により後継者不在から離農が続いています。

農地を守り、新たな就農につなげていくことが課題となっており、農業環境を守り育てていくための基盤確立など、必要な支援をしてまいります。

林業においては、森林資源を生かした薪生産やメープルシロップなど、六次産業化の取組が行われ、様々な分野での成長が期待されますが、事業体の育成、林業従事者の確保など、現状を解消するための取組、林業の持続性を高めるため、主伐再造林などの森林整備を進めてまいります。

併せて、森林の9割を占める国有林との連携を推進します。

また、持続可能な森づくりを進めるため、カーボンオフセットに取り組む事業者と連携

し、J-クレジット発行について検討を進めます。

観光については、地域経済活動の大きな力となっており、村内観光入込客数は146万人を超える状況であります。

経済循環を図るための環境整備を進めることが必要であり、関係者等の御意見も聞きながら、必要な支援をしてまいります。

また、村の顔とも言える道の駅自然体感じむかっふの環境整備を進めてまいります。

持続可能な地域を目指す基本は、財政の確立が重要であり、令和8年4月施行の宿泊税について、事業者の御理解と御協力を得て実施します。

また、必要な財政需要に応えるため計画的に対応し、一般財源と特定財源確保のための財政運営に努めてまいります。

2、安全で安心な暮らしを守る基盤づくり。村民が安心して暮らすための基盤は、地域医療や福祉施策の充実、介護支援、救急医療、地域公共交通の確保など、いつでも、誰もが享受できる体制があることだと考えております。

個々により希望するサービスが異なることもあり、不十分な点を少しでも改善し、住民ニーズに即したサービスができるよう努めてまいります。

近年においては、全国的に想定を超える災害が発生している現状があり、占冠村も被災地となる可能性があることから、いろいろな場面を想定し村民の命と財産を守る対策を図ってまいります。

また、日常生活の中で地域づくりを進める活動として、地域防災組織や地域協働ボランティア活動が定着してきていますので、より一層の活動が図れるよう支援してまいります。

3、未来を託す子供の環境づくり。安心し

て子供を育て、働き続けることのできる支援の拡充を進め、次代を担う子供たちを地域が見守り、育てるため、子育て支援政策の充実に努めます。

出産から高等教育までの施策拡充で、定住への条件整備も含め、村民の社会活動への参加がしやすい環境づくりを進めます。

学校教育においては、近年の猛暑に対応したエアコン整備は進みましたが、情報通信技術に対応した教育環境の整備が必要となっており、人材育成や利用しやすい環境をつくることなど、魅力を持たせる取組を進めます。

平和や国際感覚を体験できる教育として、引き続き平和の村宣言を具現化する広島平和体験学習とアスペン市との中学生短期交換留学事業を行います。

終わりに、2期8年間で培ってきた経験と様々な人々との交流で得た知見、人脈は必ず村づくりに生かせるものと確信をしております。

コロナ禍を乗り越え、新たな社会生活、経済活動へと変化している中、しっかりと情報提供しみんなで考え実行していくために、村として努力したいと考えています。

幅広い方々の知恵やアイデアが必要となりますので、御協力をお願いいたします。

いろいろな課題を乗り越え、住みよい村づくりを実現するため、村議会とも相談し、しっかりと取り組んでまいります。

村民の皆様並びに議会議員の皆様の御支援をお願い申し上げ、村政執行に対する所信といたします。

令和7年9月19日、占冠村長、田中正治。

○議長（児玉眞澄君） これで村長の所信表明は終わりました。

○議長（児玉眞澄君） 日程第3、これから一般質問を行います。

各議員より質問の通告がありますので、順次発言を許可します。

初めに、2番、木村一俊議員。

○2番（木村一俊君） 発言のお許しを頂きましたので、3期目を迎えた村長に何点かお伺いしたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

まず、今月の広報によりますと、7月末時点の村の人口は、1,371人ということであり

ます。いつまでも住民がこの村で暮らし続けていくことができるような施策が求められております。

地球温暖化が進み今年の夏は、全国的に気温が上昇しました。

道内各地でも観測史上初の40度に迫る猛烈な暑さとなったところもあり、まさに命の危険を感じる状況でありました。

气象台なども、熱中症警戒アラートを発出し、こまめな水分補給とエアコン利用を呼びかけましたが、熱中症で亡くなった高齢者の報道もあり、暑さ対策としてエアコンのある公共施設をクーリングシェルターとして住民に開放する自治体についても数多く伝えられました。

公共施設が少ない村においても、やはり住民の安全を守るための対策は必要だと思っております。

さらには、暑さが仕事の効率を低下させるということは定説になっておりますので、役場においても、仕事の的確さや能率を上げるためにも、対応がぜひ必要ではないかと思っております。

そこで、高齢者が行きやすい、各地域の集会所や、公共施設としての役場、そしてトマ

◎日程第3 一般質問

ム支所にエアコンの設置をそろそろ考慮して
いってもよいのではないかと考えております
が、村長の考えを伺いたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 木村議員の御質問に
お答えをいたします。

暑さ対策に対する御質問でございますが、
エアコンの設置につきましては、学校や住民
利用頻度の高い施設から優先的に設置を進め
てきており、役場やトナム支所、各集会所な
どへの設置は先送りになっている状況ござ
います。

しかし、議員言われるように近年の気温上
昇を考えますと、役場庁舎やトナム支所な
どにおける整備も必要との判断をしていると
ころです。

エアコンにつきましては、村内公共施設で
一定の整備がなされてきておりますので、役
場庁舎などについても、財源確保を留意しな
がら順次整備を進めてまいりたいと考えてお
ります。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 2番、木村議員。

○2番（木村一俊君） 命の危険を感じるぐ
らゐの暑さということで、かなりの高温にな
っておりますので、やはり労働環境を整える
上でも、迅速な対応をお願いいたしたいと思
います。この点についてはよろしくお願いい
たします。

次に外国人季節労働者に対する国保税未納、
住民税徴収漏れ対策についてお伺いいたしま
す。

7月末時点での村人口1,371人中、外国人
の方が378人と、外国人の方がかなり多くな
ってきております。

このうち、外国人季節労働者について、国
民健康保険は滞在期間3か月超が加入対象と

いうことで、11月頃入国し翌年春までに国保
税を未納のまま出国するケースが見られるよ
うですし、住民税においても1月1日時点で
日本に住所があり、前年に一定の収入があれば
支払い義務は発生することになりますが、
前年の所得で税額が決まるものですから、6
月から定期的に徴収が始まるわけなので、未
納のまま出国し、徴収が難しくなるという事
態もあるようであります。

そこで、①としてこのような事例が村では、
どの程度発生しているのか。

②として、このような事案の解消のために、
村としての対策をどのように考えているのか、
以上2点お伺いいたしたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 外国人の税収納対策
に対する御質問でございますが、外国人の転
出、出国等による未納状況につきましては、
令和6年度当初において、国保税が20名、金
額で50万7,750円。村民税が27名、合計で191
万4,904円となっております。

これらに対する解消のための対策というこ
とで御質問でありますけれども、未納のまま
転出、出国することを防ぐため、転出届で来
庁した際は、戸籍担当やトナム支所窓口と連
携し、その場で完納するよう対応をしている
ところであります。

また、マイナンバーカードによるマイナポ
ータルを通じた転出や未届けのまま出国によ
る職権消除により、事前の接触が不可能のケ
ースが一定程度ございます。これについては、
転出済みであることを確認後、元の勤務先へ
口座情報及び給与の調査を行い、預金差押え
や、給与差押えを行っているところでありま
す。

差押えの実績としましては、令和6年度で
国保税、先ほど言いました当初調定50万

7,750円の内、17万2,300円。

村民税につきましては、191万4,904円のうち、28万8,950円の差押えとなっております。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 2番、木村議員。

○2番（木村一俊君） 参考までに倶知安町では、2024年の外国人未納者が222件、額が359万ということなんですが、占冠も額が結構あるんで、ちょっと驚きましたけれども、やはり、今、国際化が進んでいるものですから、それに法整備が追いついていかないという関係があるので、これは村が頑張ることができることとできないこともあるので、やはり総務省なり、厚労省がきちっと考えていかなければならないと思うんですけども、決して外国人だからどうのこうのということじゃなくて、やっぱりお互いに協調してやっていかなければならないんで、制度等をきちっと教える、そしてお互いに助け合っていくというのが必要だと思います。倶知安町で考えていることなんですけども、滞在1年以下の外国人を国保加入対象から外して、入国時に国保の代わりに、海外旅行保険の加入義務を義務化して対応してはどうかということで倶知安町がやっているんですけども、いずれにしてもきちっとした対応をしていかなければならないと思うんで、その点もう1回村長答弁お願いいたします。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 外国人との共生につきましましては、占冠村の人口等々、就業数から見ても、リゾートを維持していくためには、やはり外国人の協力を得なければ経済活動が難しいだろうと。そういった中で、村も外国人との共生のためのやっぱり様々な施策が必要になってくるだろうという認識に基づいております。

先ほど言われました倶知安の関係も、社会保険、国民健康保険、年金等々、住民登録時にそういった制度に加入をしなければならないということで、それぞれ戸籍窓口、トマム、中央と、大変制度を説明するのが難しくて理解していただくことが難しい中で、戸籍事務も大変だというふうに伺っております。

そういった中で、どういった方策があるんだろうということが考えられますけれども、議員言われる、外国人に対する国保、社会保険ですね、国保あるいは年金、これについては倶知安も恐らく国、これは制度的なものですから、国が法整備をしなければなかなか外交問題ですから難しいだろうというふうに思っていて、倶知安も国に対して国保制度の加入条件の緩和なのか、ちょっと確認できませんでしたが、そういったことも国に要望しているということでもあります。

現実には、国の中でもそういった議論が始まったと、外国人関係の居住について、いろいろと国政においても話題になっておりますので、そういった議論が始まったというふうに聞いておりますから、村としてはそういった法律改正含めた制度改正があれば、それに対応をしていくという状況だというふうに認識をしております。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 2番、木村議員。

○2番（木村一俊君） 機会があれば、厚労省なり総務省なりに働きかけるというか、協力を要請するようなことも考えてお願いしたいと思います。

次に村の牛を小型ピロプラズマ症から守る対策について、何点かお伺いしたいと思っております。

7月15日の臨時会において、昨年富良野広域連合串内牧場に預託放牧された村の牛、

117頭のうち、7頭が小型ピロプラズマ症に罹患したということが判明し、令和7年度占冠村一般会計補正予算第3号にてその対策事業費が増額補正されました。

そして牛の放牧病である、この小型ピロプラズマ症は、ダニに寄生した原虫が難しい名前でも何とかがっていうんですけども、吸血により、今度牛の赤血球の中で増殖して、赤血球を壊すもんですから、貧血を起こしたり発熱したりするいろんな症状が出てきて、そして死亡に至ることもある大変危険な病気なわけです。

それでやはり大事な村の牛を守っていかねばならないと思います。

それで何点か伺いますが、まず昨年この串内牧場では、この小型ピロプラズマ症に対する対策は全くなされていなかったということが分かりました。

117頭中7頭も病気をもらっていたわけなんで、当然検査費用、治療費というのは、串内牧場側から負担していただかなければならないと私は考えるんですが、その辺村長どう思いますか。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 現在、入牧中の個体については、富良野広域連合串内牧場において、検査、予防対策を実施しております。

串内牧場へ入牧前の疑似患畜については、飼養者の希望により、占冠村家畜自衛防疫組合において検査を実施しております。

なお、陽性判定が出た牛については、治療を要するような状態でないため、串内牧場、飼養者ともに治療は実施をしていません。現状としてはそういう状況であります。

○議長（児玉眞澄君） 2番、木村議員。

○2番（木村一俊君） 村としてもこれからの対応をきちっと考えていかねばならな

いので、この串内牧場がどういう状況にあるのか、きちっとした資料を集めなければならぬと思うんですね。それによって対応していかねばならないと思うので、そのために、昨年度この牧場に預託された牛全頭について、感染状況を把握していかねばならないので、検査する必要があるんじゃないかなと思いますし、牧場の牧野のダニがどの程度いるのか、たくさんいるでしょうけども、それも状況を調査していかねばならない、その資料が要ると思うんです。村長は広域連合の副連合長なので、その辺ちょっと強く主張してですね、そういう資料を集めるためにも、全頭検査なりダニの生息調査なり、それが必要でないのかっていうものを主張して、提言して行ってほしいんですが、その辺の考えをちょっと伺いたいです。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 昨年預託した全体牛についての全容を調べ、明らかにすべきという御質問です。

これにつきましては、占冠村自衛防疫組合長と担当課において協議をして、発生牧場の対象牛全頭分の検査費用等を、令和7年度占冠村一般会計補正予算第3号において計上したところであります。

飼養者の希望する牛群の検査を行っております。

今後においても、串内牧場を利用する飼養者の希望に沿って検査を実施してまいります。

串内牧場を経営する広域連合の首長会議でもこの話題が上がっておりますけれども、やっぱりそれぞれしっかりと対応をしていこうということで、認識を一致しておりますので、しっかり対応してまいりたいというふうに思っております。

○議長（児玉眞澄君） 2番、木村議員。

○2番（木村一俊君） 通例では、小型ピロプラズマ症が出た場合、放牧を数年中止して、牧野に生息するダニに寄生する原虫を消滅させる必要があると言われていたらしいですが、今年度、この串内牧場では、この小型ピロプラズマ症に対する対策をどのようにやっていると聞いているのかを伺いたいと思うんですけども、一番根本は、鹿がこのダニをいっぱい持って来るので、鹿をどうするかというのが根本でないかなと僕は思うんですね。なんぼ薬をかけたってどんどん鹿がダニ持ってくるので、その鹿対策がどうなっているかということで、来年度串内牧場ではどういう対策をすると聞いているのか、答えていただきたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 管理体制対策でございますけれども、放牧を休止して牧野に生息するダニに寄生する原虫を消滅させる必要があるとの認識ではありますけれども、休止したとしても、議員言われるとおりにエゾシカの侵入や串内牧場へ預託する必要のある飼養者がいるのも事実であります。

串内牧場からは完全に抑制はできないが、少しでも抑制するための方策として、5月14日に清浄化に向けた取組として、血液検査を抽出で4牛群、7頭、計28頭に対し、入牧後、7月末、8月末、退牧前の4回の実施、それから投薬プログラムとして、入牧時にダニに忌避効果がある耳標型の製剤を装着、それから外部寄生虫の駆除効果がある製剤を2週間に1度投与、内部寄生虫の駆除効果がある製剤を入牧時と退牧時に投薬すると説明を受けております。

また、広域連合串内牧場構成市町村、ふらの農協、哺育育成センターなどの関係機関担当者で、情報共有のための勉強会をする旨、

説明を受けております。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 2番、木村議員。

○2番（木村一俊君） 今は、牛にポワタイプの薬だとか何かで、防ダニ剤ですか、それを塗布していくっていうのは聞きましたけども、根本はダニを持って来る鹿ですよ。その鹿の対策についてはあんまり触れられてなかったんで、その辺をどう考えているのかを聞きたいんですけども。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 串内牧場の鹿対策でありますけれども、現在北海道の補助金も頂きながら、鹿を減らす対策ということで、囲い罠とそれからハンターによる捕獲を実施しております。

現場の首長さんにお伺いすると、やはり柵が一番効果的なんだろうというふうには言われていましたけれども、それに関わる費用が数億円ということで、それを5市町村で今できるのかという議論がちょっとありまして、現状としては鹿対策については、囲い罠なりハンターによる駆除という状況になっているのが現状であります。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 2番、木村議員。

○2番（木村一俊君） 引き続き鹿対策について対応を急いでもらって、次にこの小型ピロプラズマ症というのが羊にも感染例があるらしいということを担当から聞いたんですが、村の羊もたくさん増えているわけですし、この村の羊やこの串内牧場を使わない、預託しない牛も結構いるんで、それに対する対策を村がどう考えているのか、それをお聞きして、この件は、お終いにしたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 羊に対する対応とい

うことであります。

串内牧場利用以外の飼養者に対しましても、自衛防疫組合を通じて情報提供を行い、要望があれば、抽出による検査などの対策を講じてまいりたいと考えております。

○議長（児玉眞澄君） 2番、木村議員。

○2番（木村一俊君） こういう病気があるんだよってことを知らしめて、感染を防いでいって、うちの羊だとか、牛を守っていってほしいと思います。

最後の質問です。村のデジタル対応について伺いたいと思いますけども、人口、経済の東京一極集中が続く中、少子高齢化の渦中にある地方の衰退は、著しいものがあります。

テレワークの普及や、二地域居住、地方移住等の関心の高まりなど、社会情勢がこれまでと大きく変化しているなか、国は今こそデジタルの力を活用して、地方創生を加速化、進化させ、そして日本全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会を目指すための総合戦略を進めようとしております。

デジタル技術の活用は、今、実証の段階から実装の段階に確実に移行しつつあり、デジタル実装に向けた各府省庁の施策推進に加え、デジタル田園都市国家構想交付金や、この新しい地方経済、生活環境創生交付金の活用等による、各地域の優良事例の横展開を加速させているところです。

ところが、地方創生データ分析評価プラットフォームレイダっていうんですけども、これ多分皆さんの要旨のところで、間違っってリサーチして書いてあるけども、これレイダの間違いなんで、訂正してほしいんですけども、このデータを見ますと、本村の交付金を活用したデジタル実装状況の箇所があるんですけども、それを見ても、残念ながら占冠村では、事業数0件、デジタル実装総事業費0千円と

いう状態になっておるわけです。

地方公共団体がそれぞれの地域特有の問題を解決し、魅力を高めていくためには、やはり今はデジタル技術の活用が不可欠であり、国の交付金もこちらの方にどんどん流れてきていますので、交付金をどんどん申請して、人材の養成や事業の進展を考えていかなければならない、そういう時代だと思えます。

村のデジタル対応ということに関して、村長の総体的な考え方をお聞きしたいと思えます。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 村のデジタル対応ということで御質問であります。

国のデジタル社会の実現に向けた改革の基本方針では、デジタル社会の目指す姿としてデジタルの活用により、一人一人のニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会と掲げ、国が進める地方創生2.0においても、急速かつ飛躍的に発展するAIを初めとしたデジタル技術を徹底活用し、地域に展開させていくということにしています。

私もデジタル化の重要性や必要性について認識をしており、国と連携して自治体情報システムの標準化を進めているほか、2月に立ち上がった、上川管内地域連携共創推進会議に参画をし、システムの共同調達、共同運用、デジタル人材の共有、育成、デジタル技術を活用した業務の効率化について検討をスタートさせました。

また、庁内におけるデジタル活用実態を正確に把握するとともに、現場におけるニーズやDXにより解決したい課題等の洗い出しを進めているところであり、それらを踏まえてDXの方向性、今後活用する補助事業やその財源、総務省が推進する人材活用制度なども

含め、検討を進めて進めることとしております。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 2番、木村議員。

○2番（木村一俊君） 村長も頑張っているらしいんですけど、近隣町村でもこのあいだ新聞に出ていましたけども、中富良野町ですか、町未来共創フェローという記事があって、そういう人材を導入しているとか、そういう記事がありました。

やはりその首長の考え方が町村におけるデジタル施策の進展を左右していくんじゃないかなと思うわけです。

この施策については、二極化が進んで先進町村、後進町村っていうふうに二極化が進んでいくと思います。なるべくデジタル後進村にならないように、村長に期待して最後もう1回村長の決意を聞いて、今日の一般質問を終わろうと思っています。よろしくお祈りします。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） デジタル化の対応でありますけれども、村として一概にデジタル化と言いましても、大変幅が広がって地域の状況、あるいは規模感、それからデジタル化の対象や利用数等々ですね、様々であること、また、本村の財政規模と費用対効果を考えながら進めていかなければならないと考えております。積極的かつ慎重に進めていく必要があると考えております。

デジタル化については、大変高度な知識も必要なことから、デジタル関連企業との包括連携協定なども含めて、検討を進めているところであります。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） これで2番、木村議員の一般質問を終わります。

ここで11時20分まで休憩します。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時20分

○議長（児玉眞澄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

7番、小尾雅彦議員。

○7番（小尾雅彦君） それでは、通告内容にのっとりまして一般質問をさせていただきます。

質問1ではヒグマの捕獲方針についてであります。

改正鳥獣保護管理法が9月1日より施行されまして、市街地に出没したヒグマの緊急銃猟が可能となりました。

本村としてもこれまで、ヒグマの市街地出没に対する実務訓練を一応重ねてきている現状にはあるんですけど、本格的な法施行によりまして、市町村長の権限で捕獲体制が強化されるということであります。

今後の村としての取組方針について何点か伺いたいと思います。

本村は、全道的にも珍しく実務担当がハンターということで、村長の権限を受けて実務従事者の担当者がこういう緊急銃猟も担えるという現状にありますので、道内的にも本当に模範となる事例として、注目されているのではないかと考えております。

一つ目なんですけど、今後における本村の捕獲体制の取組方針と、市街地出没による現地での捕獲体制について、村長の権限という前提があるものですから、この内容について伺いたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 小尾議員の御質問にお答えをいたします。

ヒグマ捕獲方針に対する御質問ですけれども、占冠村の市街地出没等への対応につきま

しては、野生鳥獣専門員の配置により、村の責任のもとで意思決定から捕獲を含む、現場対応まで一貫して迅速に行う体制をとっており、過去の対応や訓練の実績から、その実効性を評価されているところです。

新たにヒグマ対応の選択肢となった緊急銃猟も、この間行われてきました本村の体制の中で、必要に応じて実施できるよう、準備をしております。

これからも依然として、様々な制約事項はありますが、どんなときも手詰まりに陥らず、村が責任をもって可能な限りの手段を講じ、対応してまいりたいと思います。

体制としては、村は議員言われるとおり、野生鳥獣専門員を中核とした実施体制となっておりますが、体制強化を図るため、今年度から野生鳥獣調査員を配置して人材育成を進め、より安定した体制づくりに取り組んでおります。

また、野生鳥獣専門員を中核とする実施体制を構築していることによりまして、村内在住の捕獲従事者の方々が、それぞれの意欲や能力、その時々のご都合に即して、不安なく誇りを持って、最大限御協力頂ける拡張的な実施体制を構築できるものと考えております。

まずは、村が素早く情報をつかみ、素早く現場に展開し、素早く処置し、必要があれば捕獲もする。そして御協力くださる捕獲従事者を的確に配置し、活躍していただく、そうした在り方を目指して体制の拡充、技術の向上、連携の強化に取り組むたいと考えております。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 7番、小尾議員。

○7番（小尾雅彦君） これまでの取組と今後の方針で、村長の考えをお聞きしたんですけど、実際、猟友会のメンバーも、やはりこ

の緊急捕獲に関しては課題も多いだろうと。

しいては、従前、我々として義務づけられているハンター保険ですとか、そういった万が一の対処策について、適用されないんですよ、この緊急銃猟の場合には。村の取組の一つとして、実施隊として有害駆除に参画しているハンターには、そういう委嘱を村からしているもので、別途の保険対応もしてくれてはいるんですけども、これからの対応については、やはり実務訓練も大事ですし、訓練もたび重ねていくことが重要視されていますので、協力しない体制っていうのは地元の猟友会としても全面的に協力する意向ではありますけども、課題処理についても、村との協議を今後重ねていかななくてはならないというふうにも思っておりますので、この辺の内容について村の補足があれば、聞きたいんですけども、お願いいたします。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 占冠村における捕獲従事者は、地域社会における信頼関係と互助の意識のもとで実施できるよう、基本的に村内在住者によって構成する方針でありまして、令和7年度においても方針の通り、捕獲体制を構築しております。

捕獲従事者の適性等を村が責任を持って確認するために、毎年度従事者調査票の取り交わしを行っております。

新規に狩猟を希望する方には、初期費用の補助を行うほか、全従事者を対象に合同猟などを通じて研修を実施しております。

また、令和7年度においては、国の交付金を活用し、経験の浅い捕獲従事者を対象にエゾシカやヒグマの捕獲に必要な射撃技術の向上を目指した研修を実施する計画となっております。

占冠村では、ハンターであれば村の捕獲従

事者になり得るという考えではなく、村の野生鳥獣対策に主体的に取り組み、安全かつ法に準じて活動し、地域住民に信頼されるものでなければならぬという方針でありまして、この基本的考え方を共有し、村と猟友会占冠部会との間で、巡視や捕獲等を内包した委託契約を締結しております。

猟友会占冠部会に対しましても、今後はさらに幅広い関連事業への参画を働きかけ、その健全な発展に寄与していくことが両者の益になるものと考えております。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 7番、小尾議員。

○7番（小尾雅彦君） 今の村長の答弁、

（2）の内容についても触れられていたので、大体、村の方針については、2番の内容も踏まえて把握されましたので飛ばします。

（3）としては、現状地域における活動されているハンターが9人ほどいまして、それプラス協力ハンターという村外の在住の方で、従前から占冠の地域を理解しているハンターが3人います。

こここのところ新人ハンターも増えていまして、現状4人プラスされまして、総勢16人ほどで活動をされているという状況なんですけれども、現状、村の解体所の解体スペース、あと保冷庫の状況ですね、どうしても捕獲に従事していると朝と夕方、そういう時間帯しか捕獲できないんですよ。

実際のところ、込み合っている状況も、どうしても集中してあるもんですから、若干の改修も人数が増えることによって要される状況になってきていると思っているんですけど、この辺どのように村の方では思っておられるか、確認をしたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 保冷庫の状況であり

ますが、担当課の聞き取りによりますと、御質問にあります解体スペースや冷蔵庫の改修が必要という話ではなくて、使用方法に課題があり、9月5日に行われた関係者の話合いの中で使用方法について改善を行う旨の共通認識が図られたというふうに聞いております。

この施設につきましては、野生鳥獣処理加工施設ということで、エゾシカを森林資源として有効活用し、エゾシカ肉の地産地消を目的に年間500頭の処理を念頭に建設しておりますので、まずは当面、占冠村内の住民や飲食店での利用促進に寄与していただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 7番、小尾議員。

○7番（小尾雅彦君） 村長言われるように、従事者の打合せも実施してその辺の話もしましたけども、やっぱりちょっと手狭には確かになってきているっていう状況は理解していただきたいと思うんですよ。

保冷庫の使用状況もせっかく冷凍の設備、保冷の設備も改修していただいて、古い機械からの更新はされたんですけども、若干の工夫によってはまだ空いているスペースもあるので、そういった有効活用もできるのではないかっていうのも、一部のハンターでは思っていることと思います。

年間500頭の捕獲目標数値は、ハンターとしての使命もあって、取り組むべきところなんですけど、高齢化にもなってきていますので、個人ごとの捕獲もやはり格差があるんですよ。どうしても平日動ける方と土日の休みでの活動というようなことでの取組もあるもんですから、できれば人数が増えてきている折の対処も必要だということで、ちょっとこの案件については、状況を見ながら改修も要されるということをお願いしたいと思いま

す。

質問の2では、教育長に対してなんですけども、8月18日付け新聞報道で道教委によるヒグマが出没した際の対応例に関する通知の記事が掲載されていました。

これは渡島管内福島町における人身事故からの対処策と思われるんですが、村外の児童生徒の登下校時における安全確保として、各学校における指導や対応方針というのを、村としても、教委としても確立しなければならないのかなと思ってお聞きしたいと思えます。

○議長（児玉眞澄君） 教育長、多田淳史君。

○教育長（多田淳史君） お答えをいたします。

以前より、村内におきましてヒグマの出没事例があったことから、内規的にその対応を定めておりましたけれども、本年6月にトマム地区で実施されましたヒグマ対応訓練の中で、学校での対応、関係者の役割について確認をいたしまして、トマム学校で作成いたしました、熊出没時の対応チェック表及び熊出没時に備えた対応、これを学校内で村内の学校で共有をいたしまして活用しております。

また、議員御指摘のとおり、8月18日付で学校における危機管理の手引きにヒグマ出没時の対応が追録をされる旨の通知がございまして、教育委員会を通じて村内各学校に周知をしております。

内容につきましては出没した際の対応例に基づく出没時の対応のポイント、今後の対応策、未然防止策のポイントが記載されております。

これによりまして統一的な体制が確立されましたので、今後においては、熊出没時の対応チェック表など、及び追録された学校における危機管理の手引きを活用いたしまして、

学校における安全管理、児童生徒の安全確保のため、危機管理対応を実行してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 7番、小尾議員。

○7番（小尾雅彦君） 次の質問に移ります。クーリングシェルターの設置についてなんですけど、先ほど木村議員も質問されておりましたが、私の方からは、村としての公共施設のエアコンの設置が昨今の猛暑によって取り組まれておりますので、ぜひ村民に対してのこの指定暑熱の避難施設としての指定を、エアコンの設置ができていない公共施設に関して、エアコンのない家庭で困っている高齢者の健康被害を守るためにも、ぜひ設置を指定していただけないかという内容です。

現存コミプラですとか、診療所、あと歯科診療所関係、病院関係については、そういう避難所に指定するのはどうかと思うんですけど、空いているスペースも待合室でありますので、ぜひ適宜開放する取組をしてはいかがという内容で、村長の考えを伺いたしたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） クーリングシェルターの設置についての御質問であります。

議員言われるとおり、近年の気温上昇は予想を上回るものであり、議員のおっしゃるとおり、クーリングシェルターの取組も必要になってきていると感じております。

今年度においても、教育委員会や各学校の協力を得ながら、コミュニティプラザの一部をクーリングシェルターとして開放したり、トマム学校の一部を開放できる取組を進めてきております。

今後におきましても、村内公共施設の空調設備の充実に努めますとともに、関係機関と

協議、連携しながら、夏季のクーリングシェ
ルターの充実に努めてまいりたいと考えてお
ります。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 7番、小尾議員。

○7番（小尾雅彦君） ぜひ、この取組につ
いては、今年はまだ秋の傾向で過ごしやす
くなってきてますんで、来年度に向けての早急
なる対処をお願いいたします。

質問4としては、歯科診療所のキャッシュ
レス対応についてです。

現在、歯科診療所の窓口では、支払いは現
金のみに対応となっております。

村立診療所では既にキャッシュレス対応が
進んでおりまして、歯科診療所の先生にもお
聞きしたんですけども、やはり患者さんから
の意向もあったりして、利便性を高めるため
にも、キャッシュレス対応は必要のかなと
いうお話も伺いました。村の考えを伺いた
いと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） お答えをいたします。

歯科診療所の一部の利用者から、キャッシ
ュレス決済が可能かという問合せがあること
は把握をしております。キャッシュレス決済
の導入に当たっては、手数料や通信等の経常
経費の増加が見込まれるところでありませ
れども、利便性の向上や外国人への対応な
どのメリットもあると考えられることから、費
用対効果を考慮しつつ、令和8年度導入に向
けて検討してまいりたいというふうに考えて
おります。

○議長（児玉眞澄君） これで7番、小尾雅
彦議員の一般質問を終わります。

一般質問中ですが、ここで午後1時まで休
憩します。

休憩 午前11時43分

再開 午後1時00分

○議長（児玉眞澄君） 午前中に引き続き会
議を開きます。一般質問を続けます。

6番、小林潤議員。

○6番（小林潤君） ふるさと納税の今後の
見通しについて。総務省は7月31日ふるさと
納税制度による2024年度の全国寄附総額が1
兆2,728億円だったことを発表しました。

北海道内の自治体への寄附額も過去最高と
なり、都道府県別で6年連続1位であり、市
町村別の寄附の受入れ額は、全国2位の白糠
町が211億6,500万円となっております。

地方の自治体にとって貴重な収入である反
面、返礼品競争が続き、制度創設当初に掲げ
た地方応援の理念は揺らいでいます。

占冠村への寄附額は1億636万円。前年度
比16.2パーセント増でした。総務省は過度な
競争を避けるため、返礼品や広報、送料を含
む募集経費を寄附額の5割以下とする基準を
設けています。

ふるさと納税で居住自治体以外の自治体に
寄附したことで、住民税が軽減される税額控
除の額は、全国で8,710億2,400万円でありま
した。

そこで質問いたします。（1）ですけれども、
最初、返礼品になってはいますが、寄附額
に訂正してもらいたいと思います。よろしく
お願いいたします。

寄附額に係る募集経費を伺います。それと、
ちょっとここに書いてはいないんですけど、
関連として、募集経費、これは手数料いろ
いろあるんですけども一番大きなのは返礼品
なものですから、ここで返礼品のトータルの額
についても伺いをしたいと思います。よろ
しくお願いいたします。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 小林議員の御質問に

お答えをいたします。

ふるさと納税に関する御質問でございますが、令和6年度ふるさと納税の本村の実績を申し上げますと、寄附額は1億624万8,000円、寄附件数で775件で、寄附額及び寄附件数ともに過去最高となりました。

御質問の返礼品に係る経費についてでございますが、返礼品の調達、それから返礼品の送付、広報、カード決済事務経費など、4,558万4,000円がふるさと納税に係る経費でありまして、寄附額に占める割合は、42.9パーセントとなっております。

あわせて、御質問にありました、返礼品の調達に係る費用でございますけれども、令和6年度で、3,131万6,000円で費用の割合としては29.4パーセントとなっております。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 6番、小林議員。

○6番（小林潤君） それでは次（2）ふるさと納税で、村民が占冠村以外の自治体に寄附したことにより、住民税が軽減される税額控除額は幾らになったのか伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） ふるさと納税に関わる寄附金税額控除額でございますが、直近3か年の実績を申し上げますと、令和4年度分で91万4,000円、令和5年度分で、129万7,000円、令和6年度分で154万円となっております。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 6番、小林議員。

○6番（小林潤君） ふるさと納税は、本当に毎年右上がりということでございます。かなりいいスピードで上がってきておりますので、村長の今後の意気込みをお伺いいたします。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） ふるさと納税に関わる寄附に伴って、様々な事業が行えるということで大変、占冠村にとっては貴重な財源になっていると思っております。

議員言われるように、返礼品競争、あるいは、偏った寄附等々、自治体間の差が大きいわけですが、とは言っても、占冠村にとっては貴重な財源でありますので、今年も返礼品を増やすために牛肉の寄附を始めようとしているところでありますけれども、そういった寄附しようと思えるものを、村としても導入しながら、今後もこの制度を活用していきたいということであります。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 6番、小林議員。

○6番（小林潤君） それでは、質問2のほうに移らせてもらいます。学校教育の教員配置はということなんですけれども、ちょっと端折って、私の資料で読み上げていきたいと思えます。

この内容は、占冠中学校で生徒数が減少し、教職員が減る中であって、先生が兼務や免許外の教育担当で賄っているのが現状であると。そして大事なところで受験5科目の先生が教員が確保できない事態であって、時間講師などを利用して不足分を補っているということで、正職員というんじゃなくて、これも私も細かく勉強したわけじゃないですけど、臨時職員なのか、臨時講師だとか、そういう使い方はしているんですけども、これは後で、多田教育長のほうにお伺いしたいと思えます。

それで私、最後に令和7年度の実際の教員の配置はどのような形なのか伺いますということで、最初からこうやって書いたんですけど、何回読んでも何を言っているんだということで、私がここで確認したかったのは、先ほど言った臨時講師ですとか、正職員以外に

結構先生がいるようですので、正職員とは別個に雇用契約をしている先生の数だったんですけども、お答え可能でしょうか。

○議長（児玉眞澄君） 教育長。

○教育長（多田淳史君） 通告以外の御質問にお答えいたします。

占冠中学校の現在の教員の配置状況をまずお話しさせていただきますと、令和7年度に教員定数が1名減となりまして、一般教員が4名、管理職2名の6名体制というふうになっております。

これに広域配置によりまして技術科の教員1名、それから理科、美術の時間講師をそれぞれ1名、さらに音楽の授業を中央小学校からの乗り入れの体制で確保させていただいておりますので、その他の教科に関しましては免外の教科担任制によりまして確保させていただいているという状況でございますので、人数でいきますと定員の6名のほかに、加配配置で1名、時間講師で2名の教員プラス中央小からの乗り入れで1名ということになっております。よろしいでしょうか。

○議長（児玉眞澄君） 6番、小林議員。

○6番（小林潤君） 結構、正職員以外の人いると聞いたんですけども、占冠中のここ1、2年で生徒数が減ったんじゃないかと、かなり続いているんですけども、やっぱり正職員を雇い上げるっていうのはかなり難しい状況なんじゃないでしょうか。

○議長（児玉眞澄君） 教育長。

○教育長（多田淳史君） 正職員を雇い上げるというのは、基本的には生徒数と学級数によりまして教員定数というのが決まっておりますので、それに従って教員が配置されているという状況です。

です。定数以上の教員を確保というのはなかなか難しいところがありますので、小

規模校の加配措置ですとか、あとは時間講師ですね、そういうものを利用して道費の教員職員を雇用するという方法で何とか確保しようとはしておりますが、教員自体が少ないという事情もありますので、なかなかそのような措置がとれないというところもございます。

村費での雇用ということになりますと、もともと教職の免許を持っている方が少ないということもありますし、道費と比べますとやはり、給与の額の関係もございますので、そういう関係から定数よりも増して雇用をするというのは、現状ではなかなか難しい状況というふうに考えております。ですので、道費の時間講師等を活用しながら、何とか確保してまいりたいというところでございます。

○議長（児玉眞澄君） これで6番、小林潤議員の一般質問を終わります。

続いて1番、大谷元江議員。

○1番（大谷元江君） 議長のお許しを得ましたので、質問させていただきます。

質問1でございます。昨年12月の定例会でも質問いたしました、マダニ媒介感染症。これに関しては12月の定例会においては、ワクチンがない、脳炎用しかないよという御回答いただいたんですが、今年に入りまして、本当に多くの感染者が増え、いろんな病気も発生をしていて死亡率が高くなっている状況にあります。

林業事業体の方から、この林業事業体に対して道の方で林業労働環境整備事業においてマダニのワクチン接種に係る費用を負担しますという文書が届いたということで、私どもにも見せていただいたんですが、これに関しまして再度、村として林業関係者に関する補助のほかに、ワクチン接種は非常に高額だということで、補助の対象にはならないのかと

いう問合せがありましたので、再度、村長にお伺いしたいと思います。よろしくお祈りします。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 大谷議員の御質問にお答えをいたします。

北海道で見られるダニが媒介する感染症で代表的なものは、ライム病、回帰熱、ダニ媒介脳炎などがあります。

今年に入りまして、全国的に拡大しているとの報道があり、注意を呼びかけている感染症は、重症熱性血小板減少症候群という感染症であります。

これは特に、西日本で拡大しているとのことであり、北海道においても今年初めて一症例が確認されたとのことでした。

しかし調べたところ、これらの感染症に対応したワクチンがあるのは、前回もお話ししたダニ媒介脳炎だけであります。

また、ダニ媒介脳炎に対応のワクチンは、昨年許可されたワクチンでありまして、副反応等の安全性についても未知の部分がございますので、今のところ、村としての助成は考えておりません。

北海道で実施している林業事業体を対象とした林業労働環境整備事業において、安全衛生設備の補助対象に追加されたのは、マダニ媒介脳炎を予防するワクチン接種であると考えております。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 1番、大谷議員。

○1番（大谷元江君） 村長のお答えは、新聞報道でも確認しております。

ただいま村長がおっしゃった重症熱性血小板減少症候群、これに関しては新聞報道で、新型インフルエンザ治療薬、アヒガンというものが有効という記事も載っておりました。

この辺に関して、村長はどのような認識を持たれているのかお伺いします。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 治療薬というかワクチンというか、そういった専門的な知識は私にはありませんので、認識的にはないということですが、ただ、今の重症熱性血小板減少症候群というのは私が調べたところでは、ワクチンはないんだというお話でありました。

そういった認識で、これに関わるワクチンっていうのはないんだなというふうに考えております。

ちなみに発症状況を調べてもらいましたら、全国規模では149件が確認されておりまして、北海道では7年度1件ということでこれが初めての事例だそうです。

過去から遡りますと、やはり西日本で増えている、全国的には増えているんだけど、増えているということで、5年前に78件ぐらいなのが149件なっていますから、約倍にそういう例があるというふうな内容でした。

そういったことで、質問に対する答えになっていませんけれども、私としてはその辺の専門的なことをちょっと理解できていません。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 1番、大谷議員。

○1番（大谷元江君） 北海道では、死亡例としては1名、今年に入ってあるということですが、全国的に死亡率が高くなってきております。

今は西日本、今年に入って東北等に上がってきて、北海道でも感染者が少数ですけども出ているということで、これに関しては山に入られる方、占冠は特に山が多い地域ですので、林業関係者、事業体のほかに山に関する仕事をされている方がいらっしゃると思うん

ですね。

まして今年は子供が1回マダニに感染して緊急搬送されているという事例も聞いております。今後、こういうことが多々起こるようになってくるんじゃないかなというふうに私は認識しているんですが、それに対して、今後そういうことを肝に銘じて何か方策等考える必要があるのではないかなというふうに認識しますけども、村長の考え方を伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 先ほどお答えしました全国で149件のうち1件というのは死亡例ではなくて、発症例が1件でしたということで、そこを押さえていただきたいと思います。

それと、ダニ媒介感染症への一番の予防ですけれども、やはり野外でマダニに噛まれないようにすること、これは当たり前の話なんですけど、と言われております。

そしてダニに噛まれない対策を十分にさせていただくこと、それから噛まれた時は自分で対処しないで、病院に行って処置してもらうこと、その後の健康チェックをし、発熱等の症状が出た場合は病院に行くことが重要であるというふうに言われております。

そういった意味では、日常活動の中で、ダニに注意をしながら活動していただくというのが、現状では予防法としてはなるのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 1番、大谷議員。

○1番（大谷元江君） このマダニの感染症に関してはまだ対応する状況にないという回答のような気がいたしましたので、でも今後ありうることでありますので、検討の課題としていただきたいと思います。

質問の2に移らせていただきます。宇占冠地区に建設されかけておりますシュガーハウ

スの建設の進捗状況なんですが、6月の定例会において補正予算、承認されております。ここ半年以上、ブルーシートだけに覆われた建物があるだけで、工事が一向に進んでいない状況にあります。建設遅滞の理由をお伺いいたします。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） お答えいたします。議員言われるとおり6月定例会での一般会計補正予算第1号をご承認頂きまして、シュガーハウス建設に向けて、事務を進めてまいりました。

補正予算議決後、建設に当たりまずは浄化槽及び建物の実施設計委託業務の契約を締結して、順次作業を進めてまいりました。委託契約締結後、受注者と打合せを重ねながら業務を進めておりまして、9月上旬に設計書等の納品を受け、本工事の発注に向けて事務処理を行っております。

本工事入札につきましては、9月26日に執行予定であり、今年度中にシュガーハウスの稼働を見込んでおります。

議員御指摘された、建設遅延ということではなくて、事業としては順調に進んでおりますのでご理解をお願いいたします。

○議長（児玉眞澄君） 1番、大谷議員。

○1番（大谷元江君） 建設遅延でないということですのでそれは了解したんですが、1回目、最初に建てている時点で、屋根をきちんとしておかないと、ブルーシートだけでは屋根自体が傷んできているのではないかなというふうに占冠の人たちは思っているところなんです。そこがどうして進まなかったのかということもお聞きしたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 担当課長に回答させます。

○議長（児玉眞澄君） 農林課長。

○農林課長（鈴木智宏君） ただいまの大谷議員の御質問に対してご説明させていただきます。

昨年、予算措置をさせていただきました、シュガーハウスの煮詰め棟についてですが、冬期施工ということもございまして、板金塗装ができないことから、屋根の板金と塗装は新年度において対応するという事で事業を進めてきておりました。とは言いつつ、地方創生の第2世代交付金を活用ということで、補助申請等を行った上で6月に補正予算の御承認を頂いて、今全体として設計をして、発注に向けて準備をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（児玉眞澄君） 1番、大谷議員。

○1番（大谷元江君） 工程上どうにもならない作業という感じに受けたんですが、この建設に関して異論を唱えているわけではないんですが、建物っていうのは本当に風雨にさらされると傷むものであって、今後建設状況によってはそこを剥がした時点でまた再度やらなくちゃならない状況になる可能性もあるわけで、その辺をもっと効率的にできないものかというふうに感じておりますので、今後いろんなものを建設するに当たってはそここのところまで、設計施工を含めて万全を期していただきたいというふうに思います。

浄化槽とかいろいろな問題もあるでしょうけども、もう10月に入りますので、雪の心配もしなくちゃいけませんよね。建設に当たっては、雪を考慮して屋根とかできなかつたという話ですが、今後もそういうことが起きる話ですので、補助金の対象にもなっていますので、思うようにはいかないとは思いますが、早く早めの建設をお願いしたいとい

うふうに思っております。

冬場に行われる作業のシュガーハウスですので、それまでには建設はできるんだろうというふうには思いますけども、早め早めに、周りが心配するようなことのないような作業を行っていただきたいというふうに思います。

質問の3に移らせていただきます。少人数になっている学校への対策ということで、教育長にお伺いいたします。

先ほどの小林議員の教員配置ということにも関わってくると思うんですが、今6名の生徒数で学校経営が行われているわけなんですけど、山村留学という考え方があるのか。これは旧占冠小学校が閉校する前に一度だけを行っています。継続することなく、一家族だけで終わっている状況なんですけど、これを中学校の生徒さんに関して、再度挑戦するというお考えはあるかどうかお伺いします。

○議長（児玉眞澄君） 教育長。

○教育長（多田淳史君） お答えをいたします。

占冠小学校で実施をしておりました山村留学は、自然体感留学という名称で占冠小学校の児童数の減少に対応するため、地域が主体となって平成15年度から協議会を発足し、先進地視察、勉強会等を経て翌年には1組の体験留学家族の受入れがあったというふうに記録をされております。

議員御指摘のとおり、結果としては1組の受入れ実績がありましたが、3日間の体験留学にとどまり、平成17年3月31日をもって占冠小学校が閉校となっております。

村立学校の児童生徒数増加対策に関しましては、児童生徒の激減が予想された時点から山村留学を含めて、児童生徒の増加方策を検討しておりますが、有効な策が打ち出せずに苦慮しているところでございます。

山村留学が成功している自治体では、地域の受入れ体制、体験事業等への協力体制が整い、寮を含む住宅が整備され、さらに保護者の雇用が確保されているなど、環境整備が充実していると感じております。

これらの課題が解決されれば、山村留学や移住につながっていくものと思っておりますので、長部局の協力も得ながら検討を継続してまいりたいというふうに考えております。

○議長（児玉眞澄君） 1番、大谷議員。

○1番（大谷元江君） 環境整備が整えばということですが、こういう話は地域におろされている状況でありましようか。子供さんたちのいるところだけで終わらせているのではないのでしょうか。その辺の回答お願いします。

○議長（児玉眞澄君） 教育長。

○教育長（多田淳史君） 環境整備に関しましてはこちらのほうでいろいろ検討させていただいたところで先進地等の状況を確認したところ、このような雇用も含めた環境整備が非常に充実しているというところです。

私どもの村においては、なかなか住宅も古いものであったり、それを改修する財源がなかなか捻出できないということもありまして、検討段階で終わっているというところですので、そのお話を地域までおろすというところまでは至っておりません。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 1番、大谷議員。

○1番（大谷元江君） 私も昨年の行政視察で鹿追町を訪問した際に、高校生を主体にして山村留学をやっていたところ、それに付随する高校生だけではなく中学生、小学生、兄弟でということ留学をされているというふうなこともお聞きしました。

そういう状況にありますので、村民全体で

受入れる状況にないと、この身近な人たちだけでやろうとするとなかなか状況は整わないと思うんですが、その辺のことを考慮して村全体で行うことが必要ではないかと。一部の人たちだけでは環境が整わないというふうに私は思うんです。

第2の質問の中に、空き家状況にある教員住宅の利用をということで掲げさせていただいております。

このことに関しては、占冠地区の教員住宅4棟あるところと、校長住宅であったところが空いております。利用することは可能な住宅ではないのかな、清掃とかはしなくちゃいけないんでしょうけども、それなりに使える状況にあるのではないかなというふうに私は見ているんですが、その住宅を活用して、山村留学ということを考えられないのかなというふうに考えております。

中学校の校長先生がお出ししている学校だより「こぶし」の中には、占冠の魅力、中学校の魅力ということで載せておりまして、学校のホームページで発信されている文書でお見受けしておりますが、その辺、教育委員会としても一緒に共有できるものはないのかお伺いしたいのですが。

○議長（児玉眞澄君） 教育長。

○教育長（多田淳史君） お答えをいたします。児童生徒数の減少、特にその占冠中学校においては、数年前から予想されまして、ここ2年で極端に減少しているという状況で、それについて校長等ともいろいろお話をしながら、その方策についてはいろいろ考えてきているところで、山村留学も含めて移住すとか、定住につながる何かできないかということで話合いをもったりをしておりましたので、その辺の情報の共有に関しては、教育委員会と学校間ではできているというふうに考

えております。

○議長（児玉眞澄君） 1番、大谷議員。

○1番（大谷元江君） そのことに関して、検討するだけで終わっている状況ですか。それとも少し前に進んでいるという状況ですか。

○議長（児玉眞澄君） 教育長。

○教育長（多田淳史君） 検討をしているという状況ですので、先ほど答弁させていただきましたが、やはり山村留学というところで言いますと、地域の受入れ体制ですとか、その環境整備がかなり重要になってくるというところで、先進地においても住宅をかなりきれいに整備をして、住宅の住む場所を前面に押し出して、こういう家があって、そしてこのような体験ができて、さらに雇用もこういうところがあります、というような形で、全てそろったような形で提供しているという部分もございますので、私どもと比較しますと、なかなかその辺が環境整備ができない状況ですので、なかなか進んでいないというところですので、検討段階というところになります。

○議長（児玉眞澄君） 1番、大谷議員。

○1番（大谷元江君） 最終的には検討段階で、状況は進んでないという回答ですが、今後の人数、8年、9年は少し人数が増える状況にあるようですけども、その後はまた少なくなるということで、子供の教育環境はあまりよろしくない環境にありますよね。

学制的にも授業が専門的には受けられないという状況が進むという環境にあるので、この山村留学をもう少し村全体で、学校と教育委員会だけではやっぱり進まない状況にあると思うんですよね。村全体で話しする時期に来ているのではないかなと思うんですけど、その住宅環境、職場環境、いろいろ問題はありますかと思えますけども、村全体で考えないと、そのこのところは整備ができないような気はす

るんですけども、今後、学校と教育委員会だけで終わらすのか、村全体で考えるべきなのか、その辺のところをお聞きして終わりたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 教育長。

○教育長（多田淳史君） 山村留学に関しましては教育委員会、それから学校との検討というところもあります。児童生徒を増やすところというか、村の人口を増やすというところで言うと、移住定住も重要になってくると思いますので、先ほど申し上げましたように、長部局の協力も得ながら検討を継続してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） これで1番、大谷元江議員の一般質問を終わります。

続いて4番、下川園子議員。

○4番（下川園子君） 子供、若者の声を取り入れた施策の取組をということで村長に伺います。

2023年にこども基本法が施行され、同法の第11条において、国及び地方公共団体は、子供または子供を養育する者、そのほか関係者の意見を反映させるために、必要な措置を講ずるものとする。と義務づけられました。というところで、現在村ではどのような取組をされているのかまず伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 下川議員の御質問にお答えをいたします。

子供や若者の声を取り入れる、本村の取組としては、ふるさと教育推進事業や、まち・ひと・しごと総合戦略のアンケート、あるいは住民懇談会や保育所懇談会、各種検診、拠点事業での保護者面談などで意見を聴取しているほか、占冠中学校では、令和6年度に北海道子供の意見反映推進事業に関わって、人

口減少、環境問題に関して意見反映をしており、学校全体では、学校評価の際に児童生徒からのアンケートを実施し、意見を学校運営に反映していると聞いております。

また、令和7年3月に完成した第3期占冠子ども・子育て支援事業計画を策定する際には、保護者、保育士、子育て事業従事者、学識経験者を委員に任命して意見を伺っております。

しかしいずれも、子供を養育する者やその他の関係者からの意見が中心で、子供本人から直接意見を聞く機会はほとんどないという状況にあると考えております。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 4番、下川議員。

○4番（下川園子君） 現状、養育する方のどちらかというと保護者ですとか、子供の関係者から意見を聞いているとか、そこに向けた施策をしているっていうのは、私たちも見ていて感じることで、実際そういうことはしていただけているなと思っています。

ただ、村長の答弁にもあったように、子供の意見、若者の意見っていうのは、アンケート等で聞くことはあっても、実際そこに対する施策を打っているとか、何か回答を出したっていうことは今までないのではないのかなと感じています。

こども基本法では、そういった子供の声に対しても、何か措置をとる、どうしたら改善していけるかみたいなことを行なっていくてはいけないということになっているので、やはりそういったことを今後検討していく必要があると思います。

なので、これから今後に向けて子供、若者の声を取り入れる仕組みや取組を行うべきと考えますが、村長の考えを伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） お答えをいたします。

占冠中学校では、探求授業で提案型の探求に取り組んでいます。他校においても、探求型の取組がされており、この取組で出された提案等を受入れる場と、それらを村の施策として反映する仕組みは、重要だと考えています。

国が想定している、意見を言える場、意見を言える仕組みとしては、インターネットを使ったアンケートの実施、行政職員が直接会って意見を聞く、審議会などへの子供や若者の参画、子供や若者を対象とした、パブリックコメントの実施が挙げられております。

占冠村で現在考えているものとしては、今後予定している子供に関する計画策定の際に、子供部会を設置することや、子供を対象としたパブリックコメントを実施すること、また日常的な取組としては、子供でも話しやすい相談窓口を設置することなどを考えておまして、幅広い世代から意見を取り入れられる体制づくりを進めてまいりたいというふうに思っているところであります。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 4番、下川議員。

○4番（下川園子君） 子供の意見を取り入れる場というのがこれから広がっていくのはいいことだと思っています、ただ今の案の中で、子供が話をしやすいような窓口を設置するっていうことなんですけど、窓口に行けるかっていったらそういうこともないと思うので、やはりそこはオンライン化できるように進めていただくとか、そういった検討もいただきたいと思います。

実際今、学校ではふるさと教育ですとか、現在、既に村の中で、まち・ひと・しごと総合戦略の中でも、愛着度をとるための中学生アンケートっていうのはとっていますので、

子供の声が今まで全くなかったわけではないと思っています。

ただ、それに対する改善策っていうのは何も示されていないで、やはり改善策が何も示されないままですと、子供に限らず、やはり言ったことに対しても何も回答してもらえないのであれば、言うことに対しても後ろ向きになってしまったりしますので、やはりそこは、今後対話をしていくとか、改善策を提示していくとか、そういったことが重要になってくると思いますので、ぜひそこをしっかりと進めていただきたいのと、まずはふるさとアンケートで、今後この町に残りたいか、この村に残りたいかっていうところに、どちらかという否定的な意見として、買物する場所がないとか、地域交通が少ないとか、移動手段がないとか、あと戻ってきても仕事がないとか、そういうのはもう例年書かれていることなので、やはりそういったことに対する取組というのにも必要になってくるかと思いますが、村長の考えを伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） まず子供でも話しやすい相談窓口ということで、現状、役場事務所内に子供が来ても、話をするのは難しいので、例えば保育所交流コーナーのような行きやすい、話しやすい雰囲気の中で、日時を設定して相談を受けられる環境をつくることを、現状想定をしております。

それと今もやっているんですが、ふるさと教育推進事業ということで、ふるさと占冠を題材に子供たちが視点を広げ、自分そして自分たちの未来やありたい姿を考え、それに向けてどのように行動するかを考えることを目的に、北海道大学大学院環境科学院と連携しながら、ふるさと教育推進事業を実施しております。

こういった様々な取組を通じて、何が課題なのか、どうしたらいいのかというところを、もう少し掘り下げてやっていかないと、今、議員言われたように住みづらい環境っていうのはあるんですが、占冠だからできることということも多くあると思います。

それらを多く、もっと踏み込んで議論ができれば、よりよい方向に進むのではないかなというふうに思っています。

小規模な村ですから、都会で暮らすような条件は到底望めないわけで、占冠で暮らすためにどうしたらいいのか、そのために行政として何をしたらいいのかというところを、もうちょっと集落対策とあわせて、我々も考えながら一緒にやっていくことが大事なのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 4番、下川議員。

○4番（下川園子君） 実際これから進めていく中で、子供と対話しながらであったりとか、若者の意見を聞いていった中で、今後進められることだと思いますし、そういった声を聞いてからでないと、どう動いていいかというのは分からないような状況ではあるので、今後大いに進めていただきたいと思うんですけども、進めるに当たってやはり、設定された場だけでなく、常日頃から声を上げやすい状況にしておくっていう環境も必要なのではないかと思っておりますので、例えば、アンケートを入れるボックスを置くとか、デジタルなオンラインで意見を届けやすい環境をつくるか、そういったことも必要になってくるのではないかと思います。そういった意見を取り組みやすくするための仕組みづくりっていうのは、同時に進めていただきたいと思いますが、村長の考えを伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） いずれにしましても子供も話しやすい相談窓口の設置、あるいは幅広い世代からの意見を取り入れる体制づくりということで、今、議員も様々な方法があるだろうということでおっしゃられたとおり、やり方、方策は数多いと思います。

そういった中で、どういう形で、どういうふうにするかというのは、今後策定されます子ども計画の中で、ぜひ検討させていただきたいなというふうに思っております。

○議長（児玉眞澄君） これで4番、下川園子議員の一般質問を終わります。

ここで2時5分まで休憩します。

休憩 午後1時56分

再開 午後2時05分

○議長（児玉眞澄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

3番、細谷誠議員。

○3番（細谷誠君） 湯の沢温泉の施設、設備、運営、指定管理状況について伺います。

まず一つ目、施設、設備面。昭和53年に農業センターとして開業し、築47年がたちましたが、リニューアルを行ったものの、施設、設備面での老朽化により修繕費が多額となっています。

平成25年から令和6年まで、合計すると1,800万円ほど、各月平均波はありますが、少ない年、多い年、年平均すると毎年150万ほどかかっていると。

特に、今年度は給水モーター、ボイラー交換など、補正と専決処分により750万ほどの状況になっております。

今後も、このような状況で施設を維持する方針なのか伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 細谷議員の御質問にお答えをいたします。

湯の沢温泉は、泉質、効能等が好評を得ておりまして、安らぎと憩いの温泉として長年村内外の方から親しまれてきました。

昭和53年開業ということで、長年親しまれてきた歳月に比例して、施設の老朽化が著しかったことから、施設の改修等について議論を重ねながら、平成24年にリニューアルをして、現在に至っているところであります。

しかしながら、施設や設備の経年劣化、また自然災害による突発的な修繕など、今年度においても大変多くの財政出動を余儀なくされておりまして、議会に対しても御説明をしてきたところであります。

今後も、施設を維持する方針なのかとの御質問でありますけれども、施設の改修など、課題は多々ありますが、これまでの議論を踏まえ、村民憩いの場である湯の沢温泉を廃止することは現時点で考えておりません。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 3番、細谷議員。

○3番（細谷誠君） 修繕費の中身を見ると、指定管理者との協定で修繕費など30万以下は管理者が支払うというふうになっていたと思うんですが、経費の中身を見ると、30万以下でも村が支出しているようですが、この理由を伺います。

○議長（児玉眞澄君） 企画商工課長。

○企画商工課長（平岡卓君） ただいまの湯の沢温泉の修繕に関わる御質問の中で、30万円以下の修繕についても、村が支出しているものがあるという御質問でございますが、30万円以下の修繕、村が支出しているものについては、施設の消防施設に関わるものについては、村が当初から設置者の責任において修繕をしているということで御理解を頂きたいと思っております。

○議長（児玉眞澄君） 3番、細谷議員。

○3番（細谷誠君） 二つ目ですが、老朽化でますます修繕費が高むと思われましても、施設の維持、管理、継続するに当たっては修繕計画が必要だと思いますが、中長期の修繕計画はあるのか、無ければ策定する計画はあるのかと、大規模改修や建て替えは検討するのか伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） お答えをしたいと思います。

まずは、中長期的な修繕計画はありませんが、これまでの修繕履歴を参考に指定管理者や設備関係事業者等々、施設全体の劣化状況を把握しながら、事前予知の修繕も含めて、維持管理に必要な情報をまとめていきたいというふうに考えております。

また、客室のリニューアル、大規模改修等のお話ですが、これにつきましては、現在の本村の財政状況から、現時点で大規模改修や建て替えは検討していませんけれども、今後において、総合的な判断が必要になるというふうに考えているところであります。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 3番、細谷議員。

○3番（細谷誠君） 修繕計画はないということですが、ぜひ策定すべきと考えます。それには、設備の耐用年数なども考慮して計画をしたほうがよいというふうに考えます。

次に（2）の運営面ですが、リニューアル後、宿泊を除いて利用者は減少していますが、例えば平成25年から入浴客は、令和6年まで約2,000人減っているんですね、合計で。村民にあっては約半数になっている。

宴会は平成25年度59件あったものが、令和6年で半減以下の20件になっていると、この減少原因をどのように捉えているのか伺いま

す。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 細谷議員が言われた件数等の利用回数等のデータが、私が持っているのとちょっと違ったものですから、今確認をしたんですけど、うちから出たデータだということで、私が持っているデータによりますと、26年から令和6年を見ますと、入浴で1万1,593から1万1,157ですから、そう大きく減少していない、平均でいきますと1万1,178件。

村内、村外を見ますと、村内が平成26年2,497が1,879ということで、ここが減少をしている。

それから村外は、9,096から8,389ということで、多少減少していると。一方で、宿泊で見ますと、1,002件が2,950ということで、宿泊数は伸びている。

宴会が、536が266ということで大体、議員言われる半数なのかなと、そういったデータだったものですから、ちょっと言われたことが違ったのかなと。聞いたらうちから出したデータだったら間違っていないと思いますけども、そんなことを踏まえて、この運営面ですね、村内利用者の減少原因ということはどう捉えているかということでもありますけれども、村内から一定数のリピーターには利用頂いておりますけれども、新たに利用される方が少ないとの状況を伺っています。

また、常連の利用客が村を離れてしまったなどのケースも村内利用者の減少率につながっているものというふうに、考えております。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 3番、細谷議員。

○3番（細谷誠君） 村内利用者の減少の一因として、宿泊、食事、飲料料金が大幅に改定されたこともあると思いますが、この辺に

ついでの見解を伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 利用料金の大幅な改定ということの御質問です。

ここのところ、昨今の物価上昇の影響もあるものの、食事や宴会など、村民が利用しにくい価格であることは認識をしております、解決すべき課題だというふうに捉えております。

○議長（児玉眞澄君） 3番、細谷議員。

○3番（細谷誠君） 湯の沢温泉は、安らぎと憩いの温泉、心のよりどころを当初コンセプトに挙げていましたが、村民の利用促進と利用しやすい施設として、入浴料と同等の村民還元対応の考えはないか伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 現在指定管理者と協議をしております、村民が気軽に湯の沢温泉を利用できる、新たな村民優待プランなどを検討をいただいているところであります。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 3番、細谷議員。

○3番（細谷誠君） 今、村長の答弁にありましたように、昭和53年の開業以来、入浴はもちろん宿泊、食事、宴会、中には誕生会だとかクリスマスだとか、年末年始、お盆、法事などで随分利用されていたようですが、村民にあっては機会があるたびに利用されていたと。

ただ、今の料金だと、やはり二の足を踏むというか、行きづらい施設になっている、利用しづらい施設になっているということです、指定管理者と十分に調整等を行っていただきたいと思えます。

次に、3番目の指定管理ですけれども、指定管理者の経営状況について村はどのような方法で把握しているのか伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 経営状況の把握についてでありますけれども、利用状況やお客様の声、施設の状況をまとめた業務履行実績書によりまして、毎月報告を受けております。

収支報告につきましては、年度ごとの事業報告書により把握をしているところであります。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 3番、細谷議員。

○3番（細谷誠君） 指定管理費として年間1,200万円が支出されていますが、この管理費は今後も継続する予定なのか伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 指定管理料につきましては、指定管理をした当初から運営と収支状況等は把握しながら決定をしていくということでもありますので、今後も継続すべきか否かについては、その都度決定をしていきたいというふうに考えております。

○議長（児玉眞澄君） 3番、細谷議員。

○3番（細谷誠君） この指定管理料に関して、協定としてだったと思えますけれども、指定管理者の自主事業、それから営業努力によって、指定管理料を減らしていく方針だったと思えますけれども、この辺はどうなってますでしょうか

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） その考え方は今も変わっておりません。

○議長（児玉眞澄君） 3番、細谷議員。

○3番（細谷誠君） 最後に、先ほど指定管理者のほうからお客様の声とか、そういったものを報告されているとありましたが、先ほども言いましたけれども、村内、村民が利用しやすく、村外のお客様も多く利用されるように、安らぎと憩いの温泉、心のよりどころ、

ということを前提に、アンケートなど村民の声を聞き、運営に生かすべきと考えますが、考えを伺って湯の沢温泉の質問を終わらせていただきます。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 指定管理者等は、定期的な協議を適時に行っておりまして、直接状況を伺いながら、村としての考えもお伝えしていきたいというふうに考えております。

○議長（児玉眞澄君） 3番、細谷議員。

○3番（細谷誠君） 二つ目の質問ですが、村営プールの運営について、教育長にお伺いいたします。

8月31日にプールの営業が終了しましたが、中央プール、トマムプール、過去5年程度の利用者数を伺います。

○議長（児玉眞澄君） 教育長。

○教育長（多田淳史君） お答えをいたします。

それぞれ令和3年度から令和7年度までの利用者数についてお答えをさせていただきます。

まず、中央プールですが、令和3年度が822人。令和4年度908人。令和5年度848人。令和6年度367人。令和7年度532人です。

トマムプールにつきましては、令和3年度230人。令和4年度162人。令和5年度250人。令和6年度283人。令和7年度340人となっております。

○議長（児玉眞澄君） 3番、細谷議員。

○3番（細谷誠君） 施設の老朽化がかなり進んでいると思いますが、その利用方法など、プールの利用に関するアンケート及び満足調査などは行っているのか。いとすれば、サンプル数と結果を伺いたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 教育長。

○教育長（多田淳史君） こちらのアンケー

ト等の満足調査に関しましては実施は今までいたしておりません。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 3番、細谷議員。

○3番（細谷誠君） 中央プール、トマムプール、利用人数が利用期間にもよりますけど結構利用されているんですね。

今後の中央プール、トマムプールのそれぞれの運営方針をどのように考えているか伺います。

○議長（児玉眞澄君） 教育長。

○教育長（多田淳史君） こちらにつきましては管理条例には記載されていないんですけども、村民に広く水泳を推奨しスポーツ振興を図り、体力維持増進と心身の健全な発達に寄与するため、利用者の安全を確保しながら、施設を運営するということが方針としているところでございます。

○議長（児玉眞澄君） 3番、細谷議員。

○3番（細谷誠君） 今、安全をとということもありましたが、この間も見学に行った時に、ちょっと気になったのが、安全管理や救急法、監視員への安全教育はどのように行われているか、伺います。

○議長（児玉眞澄君） 教育長。

○教育長（多田淳史君） 安全管理に関しましては、シーズン前に施設内清掃、修繕、機器の点検を実施しまして、担当職員、管理人に対して、安全管理講習、一般救急講習を実施しております。

以上でございます。

○議長（児玉眞澄君） 3番、細谷議員。

○3番（細谷誠君） 施設点検という話がありましたがこれは、職員がやるのか、それとも委託してやっているのか。どうでしょう。

○議長（児玉眞澄君） 教育長。

○教育長（多田淳史君） こちらについては

機器に関しましては業者委託による点検でございます。

○議長（児玉眞澄君） 3番、細谷議員。

○3番（細谷誠君） 施設の老朽化が目立ちますが、今後どのように維持するのかという質問でしたけども、修繕計画等はあるのか伺います。

○議長（児玉眞澄君） 教育長。

○教育長（多田淳史君） 両施設とも、設置から半世紀程度が経過しておりまして、財源が確保された段階で大規模な修繕を実施しながら維持をしてきております。

明確な修繕計画は実際持っておりませんが、機器の点検、日報での異常報告など、設備に異常、故障があった場合は、都度速やかに予算の範囲で修繕を実施してきているところでございます。

今、議員から御指摘がございましたが、計画的な修繕計画が今、明確なものを持っていないということですので、計画的な運営に今後努めていきたいというふうに考えております。

○議長（児玉眞澄君） 3番、細谷議員。

○3番（細谷誠君） 計画的な修繕計画をぜひ。最後の質問になりますけども、8月31日、営業最終日に、中央プールを見に行ってきたんですが、屋根シートの修繕箇所と破れがところどころにあって、気になりました。

聞くとところによると、屋根シートは補修、修理不能で部品の落下など、危険な状況と聞きました。今後の対応をどのように考えているのか伺います。

○議長（児玉眞澄君） 教育長。

○教育長（多田淳史君） 上屋のシートの状態ですけれども、専門業者のほうに調査を依頼したところ、経年劣化によります穴あきや破れが多数発生しておりまして、交換が望ましいというふうな指摘を受けているところで

ございます。

これによりまして毎年設置時に、小規模修繕で何とか対応しているというところでございます。

設置から15年以上が経過をしております、調査報告でも指摘を受けていることから、改修の必要性も認識しておりますので、多額の費用と財源確保の問題から実施に至っていないのが現状ですので、財源確保に努め、早期の改修実施に向けて取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○議長（児玉眞澄君） 3番、細谷議員。

○3番（細谷誠君） この年数なんですけど、中央プールは18年前、トマムが17年前と、恐らく耐用年数を大分超えているんじゃないかと思いますが、その辺をしっかりと、交換なりなんなり、考えていったほうがよろしいかと思えます。

その際に、もし交換するとすれば、シートタイプがいいのか、それとも、トタンタイプですか、そういう検討とかも今までしたことはありますか。

○議長（児玉眞澄君） 教育長。

○教育長（多田淳史君） こちらに関しましては御指摘を受けた時に、屋根、シートの張り替えについては数年前から検討はさせていただいていたんですが、なかなか財源を確保するときに、現状で例えば起債が適用になるという、条件的に合わなかったものですから、いろいろと機能強化といいますが、起債になるような形のものほどのようなものかというものを検討させていただいております。

ただ、機能強化をするとすると、高額になってまいりまして、起債といえども、結局借金になりますので、その辺の財源の確保が難しくなるというところで、まだ良策が打ち出せていないというのが現状でございます。

○議長（児玉眞澄君） 3番、細谷議員。

○3番（細谷誠君） 物価高騰、資材高騰で、やっぱり毎年かなり上がっていると思うんですけども、今後も資材高騰などで金額が以前の見積りも随分高くなっているとは思うんですけども、安全管理ということも含めてぜひ交換をしたほうがいいと思います。私の質問はこれで終わります。

○議長（児玉眞澄君） これで3番、細谷誠議員の一般質問を終わります。

最後に5番、藤岡幸次議員。

○5番（藤岡幸次君） それでは、通告順に従いまして4項目質問させていただきます。

最初の質問になりますが、ゆとりのペット共生・公営住宅というところで、6月の議会におきまして公営住宅におけるペットの飼育マナー、これ徹底を図るべきじゃないかと質問されたところ、もちろんそういうふうを考えているというところでその後の取組として私どもの耳のほうにも私どもが想定したよりかえって厳しい目のアクションをとられているかのような情報も入っております。

それで、今回の質問につきましては、もう一方でという趣旨の質問になります。

ペット飼育マナーを前提として、ペット共生住宅の取組が、必要な社会状況にあります。

今、管内等々を見回しますとですね、先進的な取組として、愛別町さんなどは、公営住宅にペット共生住宅。確かに人間社会、歴史を振り返ってみましても、生き物との共生、ペットとの長い何千年にわたる共生の歴史があり、一般の家庭等々においてはこのマナーを守っていただき、飼われております。

そこで、さらに一步踏み込んだ、ペット共生公営住宅っていうものが必要とされる社会状況にあるだろうと私は思うわけですが、村長の考えをまず伺いたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 藤岡議員の御質問にお答えをいたします。

ペット飼育に関しましては、自身の癒やし、寂しさの解消、子供の情緒安定、シニア層の情緒安定、運動量の増加などなど、メリットがあることは理解をしております。

しかしながら、村として公営住宅でのペット飼育に関しましては、住宅環境や近隣のアレルギー対策、地域での理解を考慮しましても、現在のルールを変える考えはないということでございます。

ペット共生住宅に関しましても、犬猫の飼育率が減少している中で、ペットを飼いたいということに対して、新たな予算支出を伴った新規事業はなかなか行えないという現状であります。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 5番、藤岡議員。

○5番（藤岡幸次君） 二つ目の質問のアンケート調査を実施してはどうかという質問に絡めてになりますが、今、村長のほうから、そういったペットの効果っていうのは十分理解承知すると。しかしながら、財政等、また、ペットを嫌がる、動物を嫌う人も一方いるんだよと、そういったことから考えて、財政的に取り組む考えは今のところないというようなお話なんですが、私はまず実態調査をかけて、例えば100人の所帯が100所帯あって1所帯ぎりぎりであったとか、そうすると、1パーセントですよ。このような状況の中で、今財政支出をして云々ということにはこれちょっとならんだろうと、もうちょっと状況を見たいというような話なのか、私はまず現状の皆さんの思いってどう思っているのと、ある程度の予算措置があるのはもちろんなんだけど、村民の声がまずどういう声があるの

かということを確認するのは行政としての当然の役目だと思うわけで、そういったアンケート調査をする気はないか、再度伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 居住者への実態調査を実施すべき、という御質問であります。

ペットと共生したいかといった調査は行ったことはありませんが、民間調査によると、全国の犬の飼育率は、2013年12.85パーセントであったものが、2024年8.76パーセントと減少傾向となっています。

また、全国の猫の飼育率は、2013年8.99パーセントであったものが、2024年8.61パーセントと微減傾向となっています。

近年、経済的理由でペット飼育のハードルが高くなっていることが言われておりまして、犬の生涯必要経費は270万円、猫の生涯必要経費は160万円と言われています。

また、マナーやしつけ、飼育放棄、災害避難等、飼育者には数々のハードルがありまして、モラルがない飼い主がいれば、近所だけでなく、地域の問題も大きくなる場合がありますとされております。

そういったこともありますので、現状でそういった調査をするということは考えておりません。

村内には、ペット可の民間アパート、そらリズムがありますし、村営住宅は低所得者のための住宅であるため、どうしても家庭動物を飼いたい場合は、ペット可のところをお願いをするというような状況も一方であると考えております。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 5番、藤岡議員。

○5番（藤岡幸次君） 民間住宅、そらリズムさんのほうに飼える環境もあるので、もしそういう希望のある人はそちらを選んでいた

だく、またその前段で、村長のほうから全国的な調査結果のデータが一方で出てるよ。その中からかえって、従来よりも飼いたいという傾向が少なくなってきたと、実際に飼っている人が少なくなってきたと。あくまでもそういったデータっていうのは、地下に潜っている部分もあるんで正確なものは出てこないのは分かるんですが、それは全国の話であって、私が申し上げてるのは、村内の状況がどうなってるのか、意識がどうなっているのか、意識調査もしないでやらんということになると、村民の声に本当に向き合っているのかという投げかけされたときに、何て答えればいいんだろう。

何もやらないで、ただルールだけ守れとやっていると、村は私たちに出ていけと言っているんですかっていう、短絡的に考えてられる人たちも出てくるんじゃないですかと。きちっと村はまず実態調査させてくださいと。

ルールは駄目ですよと、現状はまず守ってください。

しかしながら、何もやらないというのではなく、まず皆さんの声をお聞きし、それで本当に必要な声がある程度の割合を確認できたならば、すぐには言わないまでも、予算計画を立て、取組、検討に入りますというぐらいのことをやっていかないと、本当に村民に向かって取り組んでいる村と言えるのかと私は思います。再度答弁をお願いいたします。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 公営住宅の実態調査に関しましては、9月10日付けで令和7年度収入申告の依頼を各居住者に通知しております。

同時にペット飼育状況調査を行っております。

回答は10月8日までとしておりますので、

結果についてはまだ分かっておりません。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 5番、藤岡議員。

○5番（藤岡幸次君） 次の質問参ります。

ヒグマ対策としての環境整備になります。

今年のヒグマ被害状況については、死亡災害も出ており、道内もとより、村民の方々も非常に不安視されている方々が多いかと思えます。

二つ目の質問です。いよいよ秋になりまして、村道の法面には熊の好物のクルミの木が生い茂っている姿多く散見します。

この状況っていうのは、道路見通しが非常に悪くてそういった熊、鹿等の動物の飛び出し等々の発見も非常に遅れること、もう一つ悪いことに、この好物のクルミの木ですから熊をおびき寄せてしまう、この秋口ですね。そういったことから、至急これは対応すべきと私は考えますが、村長の考えいかがか伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） お答えいたします。

ヒグマ対策としての環境整備という御質問であります。

議員御指摘のとおりヒグマをおびき寄せている環境になっておりますが、オニグルミの木は、沢沿いの土地を好みまして、また人が開発した後でも、他の植物より早く成長するので、結果的に村内では、字占冠から字双珠別までに至る国道、村道沿いに広く分布をしております。

これが、ヒグマを人の活動領域に招く一因となっているとも考えられますが、一方で緑園部を含むオニグルミの圧倒的な多さが、これを利用するヒグマを薄く、広く散らしてくれるとも言えます。

村道法面のオニグルミの木の除去は、村が

手をつけやすい対策とも言えますが、問題とする領域のごく一部でもありまして、それ以外の農地、宅地、河川敷地等のオニグルミへの、一層ヒグマを集める結果となる恐れがあるかもしれません。

そこで、担当部署に対しては、土地の区分を問わず、過去にオニグルミに関わる事例の調査を基に、重点的に対処すべき場所を抽出し、村が管理する土地であれば、伐採を検討、それ以外の土地であれば、伐採の依頼、推奨などを行い、私有地の伐採については、村が何らかの支援をするよう、指示をいたしまして取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（児玉眞澄君） 5番、藤岡議員。

○5番（藤岡幸次君） 村の管理できる部分については、村が対応しようとするということでお話いただきました。それで、2番目の質問になります。

2番目として、村として上川振興局に向けて、毎年これは河川要望、村長やっただいておるかと思いますが、その中で地域住民から不安の声が多く出ている、熊被害リスク対策として、河川敷の伐木、それから堤防法面の草刈り要望、これ毎年やっただいて思うんですよ。それで再度、今回は今年は特にこれ強くやっただきたいと。これ地域住民からも声出しています。やっただいていのは分かるんだけど、今年は特にこれだけ熊の情報が出ている中で非常に不安なんだと。そういうことで、これはぜひ、振興局に向けて強い意見を出してもらいたいと、声が出ているんですが村長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） お答えをいたします。議員言われるとおり、関係機関への要望の取

組については、富良野圏域連携協議会において、河川整備に関する要望を富良野沿線市町村議会議長会と合同で実施しているほか、旭川開発建設部社会資本整備推進会議におきましても、エリア分けをして要望書を作成し、要望活動を続けております。

ヒグマ対策関連としては、上トマム橋から18線橋、青巖大橋から千歳橋の堤防の草刈りを継続して要望し、北海道において毎年実施していただいているところであります。

また、今年度は上トマム橋から、18線橋の河道内の草刈り及び伐木も実施頂きまして、安全確保に努めているところであります。

これまで、要望活動による成果がございますので、議員言われるとおり、より一層の要望をする中で、状況や事業の必要性を確認しながら対応してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 5番、藤岡議員。

○5番（藤岡幸次君） 再質になりますが今、いろいろ強く要望いただくところで、ただ私の聞き違いかと思うんですが、鶴川沿いの話はいっぱい出てきたんだけど双珠別川沿いの話が全然なかったような気がするんですが、そちらについては要望するお気持ちはございませんか。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 双珠別川について常に要望はしております。

北海道建設管理部によると、なかなかそこまで進んでいない現状にあるという中で、私は予算がついたら少しでも上に進めるようにやっていただきたいと、これはもう現地の住民の大きな要望ですと、というようなことで言われておりました。

去年の富良野沿線町村議会議長会との合同

の中でも、児玉議長からも強く双珠別方面の伐木等ぜひやってほしいと、併せて下床の底上げ、これらをやってほしいということによっておりますけれども、なかなか進んでいない現状というのは十分理解しておりますので、改めて要望させていただきます。

○議長（児玉眞澄君） 5番、藤岡議員。

○5番（藤岡幸次君） 3番目の質問に参ります。

特殊詐欺被害対策。先般報道によりますと1月から7月の道内特殊詐欺被害が11億5,400万との報道がありました。

これとんでもない数字で、年々増えている傾向というところで、当然この数字の中には、本村の被害も含まれているだろうと思います。

そこで、本村の被害状況についてどのように把握されているのか、また、対策として今とられていることについて伺いたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 特殊詐欺被害対策ということでの御質問であります。

本村における特殊詐欺被害の状況につきましては、令和6年度2件、それから今年度1件との情報を、占冠駐在所からいただいているところであります。

年齢別では、本年度が30代の方1件。昨年度が60代の方1件。80代の方1件の合計2件となっております。

個人情報に関わることもありますので、内容の詳細については御説明できない点もございますが、その概要としては、パソコンのウイルス感染に関し、金銭を要求するもの1件、警察からの逮捕等を免れるために金銭を要求するもの2件となっております。

現在、行っている対策といたしましては、行政区回覧による啓発活動の実施、それから

ポスターの掲示やパンフレット、ウェットティッシュなどの詐欺被害防止、広報啓発用資材の配布のほか、占冠駐在所長を講師とした講話を村内各学校や高齢者向けに行っております。

また、駐在所による詐欺被害防止を目的とした、戸別訪問の取組も行っていただいているところでもあります。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 5番、藤岡議員。

○5番（藤岡幸次君） 今実態について伺った中で、2番目の質問に参りますが、被害防止対策として既に、警察のほうで学校、住民宛にそういった講習を実施していますよって話なんですけど、少なくとも私の住んでいるところにそんな講習を定期的にやっているという情報はないですよ。

二つ目の質問させていただきたいなと思ったのは、毎年様々な詐欺手口等々が発生している中で、1回やれば終わりというもんじゃない中で、定期的に専門の方の講師をお呼びし、そういった地域もある程度特定し、講習会を実施すべきじゃないのかというのが二つ目の質問ですが、今の質問、御回答だと既にやっているってことなんですけど、ちょっと私の認識の中ではそういう講習会実施されたという記憶はないんですけど、もう一度お聞きしてよろしいですか。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 高齢者向けの講習会としては、トマムのいきいきクラブで、毎月、地元駐在所による講話を行っていただいているほか、ふれあい昼食会というのがありますが、その昼食会でも年4回講話を行っております。

今後におきましても、引き続きこれらの定期的な取組を継続してまいりたいと考えてお

ります。

こういった会に出られない在宅の方は、こういった講習を受けていない可能性はありますが、それらをどう対応していいかっていうのはちょっと、今、持ち合わせないんですけども、多分、双珠別でお話しされているのは、在宅でこういった会に行かれてない方かなというふうには考えております。

あわせて情報ですが、これらの特殊詐欺で使用される電話は衛星電話を使用したものが多いそうです。

それで衛星電話からの電話をシャットダウンするサービスがあるそうですが、これらを利用するよう、駐在所の方からも啓発活動が行われているというお話を伺っています。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 5番、藤岡議員。

○5番（藤岡幸次君） 再質でちょっとくどく聞こえるかもしれませんが、いきいきクラブ、ふれあい昼食会というところで重点的に取り組んでいただいていること、スポット的には、私も警察の駐在さんとお話したりして、そういう話は耳にはしています。

そこで思うのは、今特に重点的にやっておられるのは被害が60代、80代というところから、ふれあい昼食会とかが多いのかなと思うんですけど、今、幸か不幸かあらゆる年代層に向けて詐欺被害もボール投げってきているということなんで、高齢者だけが被害者じゃないっていうのが現状になっているんですよ。

だから、もうちょっと幅広くそういった機会を計画しないと、ふれあいに行っている、いきいきクラブに行っている方々は比較的そこで防げるのかなと思います。百と言わないまでも。でももっと幅広い年代層に向けて、そういったアクションをとる必要があるのかなというところを感じますので、その辺計画

検討される考えはございませんか再度質問です。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 講習会ということではないですが、あらゆる機会を通じたいろんな会があるんですが、高齢者大学だったり、老人クラブだったり、若者のところでの講習は今のところやったことないと思いますけども、そういった会の中で一つやっているのと、それから広報を通じて、警察だより等にも毎回常に書かされてたり、そういった機会はつくっているつもりなんですけれども、よりそういった機会をつくれということであれば、警察署は協力的ですから、こうやって集めるからやってくれて言えば、すぐやっていただけますんで、そういったところで、警察署とも相談をしながら検討させていただきたいと思えます。

○議長（児玉眞澄君） 5番、藤岡議員。

○5番（藤岡幸次君） 最後の質問に参りません。

女性活躍社会に向けてというところで、女性活躍社会と呼ばれて久しく、年数を重ねております。

そこで、本村の女性職員を十分に今まで評価されていると村長は考えるのか、まずその点について伺いたいと思えます。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 女性職員の評価ということでもありますけれども、私は村長就任以来、またそれ以前から、公私ともに男女による差別をしたことはないと思っております。

男女の別なく、適切に評価をしており、これからも変わることはございません。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 5番、藤岡議員。

○5番（藤岡幸次君） 村長自身の意識、ま

た、周りのスタッフとの会話の中で、そういう意識で取り組んでおられるということの御回答です。

私は、ざっと見て、村職員の一例を挙げれば、課長職さんに全体の中でお2人ですか、女性がおられると。これもったいないことじゃないかなと。やっぱり女性も男性も、才あるものはどんどん登用し、村発展のためにお仕事いただく、当然のことかなと思えます。

たまたまそういうことになってしまっているのか、いやいや、もっともっと活躍してもらいたいんで、最終目標としては、五分五分くらいにもっていきたいんだと、目標ですよ。我々議会もそんな会話しょっちゅうやっているんです実は。男の数が多過ぎないかと、もう少し女性の数と男の数が並ぶぐらいのところまでとか。手上げなければ駄目な職業ではありますが。

一方、村職員の場合は、やはりそういう意識で働いている方々の評価っていうのはやっぱりしてかなきゃいけないんで。評価してないというよりも、本当にそういう目で、声で。女性は男性に比べて評価比較的されないのよと思って働かれちゃ困るんです、逆に言えば。我々私にやらしてくださいっていう、どんどんそういう声が出てくるような職場環境づくりをして、この村の発展につなげていかなければならないと考えるんですが、今の状況ってのはたまたまというところで、村長は認識されているということでもよろしいですか。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 女性の任用についてでありますけれども、女性の管理職登用等含めた任用の件ですね。先ほどもお答えしたとおり、男女の別なく、適切に評価をして、ふさわしいと思ってやっておりますので、議員言われるとおりでと思っております。

○議長（児玉眞澄君） 5番、藤岡議員。
○5番（藤岡幸次君） 二つ目になります。
振り返りますと特別職、女性任用について議
会あてに提案されたことがない。

これは要するに、何で提案されたことがな
いのだろう。素朴に単純にそう感じました。

これは、管内等々、道内も見てもやっぱり
ゼロってことはないはずで、当然そういう声
も最終的に議論されることではあると思うの
ですよ。だけど、過去を振り返ると、女性の
任用について議会にこういう考えがあるのだ
けどどうだということに向けて、提案あつ
てもしかるべきかなと私は思うんですね。

そこで、将来に向けた取組として取り組ま
れる考えはあるのか、伺いたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 特別職の任用につい
てでありますけれども、富良野沿線でも女性
の教育長さんいらっしゃいますし、北海道的
に見ても、増えてきている状況だなというふ
うには感じております。

私事になりますけれども、留寿都村の村長
さんは女性で、私も親しくさせていただいて
おりますし、最近では新得町が女性の町長さん
になったということで、女性の活躍社会は広
がってきているなというふうに感じておりま
す。

そういった中で、過去、占冠村で特別職の
登用はなかったということですが、将来
に向けては可能性がないわけではなくて、私
も含めて、適任であれば男女の別なく選任を
するというのが基本的な考え方だと思います。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） これで5番、藤岡幸
次議員の一般質問を終わります。

以上をもって一般質問を終わります。

ここで3時15分まで休憩します。

休憩 午後3時05分

再開 午後3時15分

○議長（児玉眞澄君） 休憩前に引き続き会
議を開きます。

議事を進行します。

◎日程第4 報告第1号から

日程第5 報告第2号

○議長（児玉眞澄君） 続いて、日程第4、
報告第1号、令和6年度占冠村健全化判断比
率の報告についての件から日程第5、報告第
2号、令和6年度占冠村資金不足比率の報告
についてまでの件、2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、三浦康幸君。

○総務課長（三浦康幸君） それでは、議案
書1ページをお願いいたします。

報告第1号、令和6年度占冠村健全化判断
比率の報告について御説明申し上げます。

本件は、地方公共団体財政の健全化に関す
る法律第3条第1項の規定により、令和6年
度占冠村健全化判断比率を、監査委員の意見
を付して報告するものでございます。

令和6年度決算に基づく四つの健全化判断
比率について御報告いたします。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率につ
きましては、ともに赤字額がないことから、表
記のとおりの表示となります。

実質公債費比率について、令和6年度の実
績数値は6.22773パーセントですが、過去3
年の平均値をもって表記することから、令和
4年度からの3年間の平均値では7.2パー
セントとなります。

次に、将来負担比率については、昨年度と
ほぼ変わらず、38.3パーセントとなってお
ります。

また、表下段には、括弧書きで早期健全化

基準を記載させていただいておりますが、いずれも基準内であることを報告させていただきます。

以上、御報告申し上げます。

続きまして、議案書3ページをお願いいたします。

報告第2号、令和6年度占冠村資金不足比率の報告について御説明申し上げます。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和6年度占冠村資金不足比率を監査委員の意見を付して報告するものでございます。

内容につきましては、簡易水道事業会計、公共下水道事業会計ともに黒字会計となっており、資金不足が発生しないため、表記のとおりとなります。

以上、御報告申し上げます。

○議長（児玉眞澄君） これで提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありますか。

2番、木村議員。

○2番（木村一俊君） 報告第1号につきまして、この将来負担比率について質問いたします。

一応38.3パーセントということで、早期健全化比率基準から見ると、10分の1ぐらい。先に報道がありました北見市153.7、夕張104.5から見ると、ずっとずっと低くて、やはり気になるのは、全道平均これが、14。なんぼとか、令和4年で18.8。5年で15.7。6年は出てないと。道内の平均から見ると、約倍以上の将来負担比率があるわけです。

そして占冠も、平成24年から30年ぐらいまでは、将来負担比率は1桁のときもあり、三角のときもあって、非常に少なかったわけです。

令和元年から、ぐっと上がりまして41。令

和2年52で42、44、36、38.3ということになっております。

やはりこれ下げていかなきゃならないですけども、道の平均から見ると高いっていうのはどういうことで高くなっているか。結果的に見れば、将来負担比率っていうのは、標準財政規模が分母で、あと借金は分子来るわけですけど、そしてうちの決算書の書類見ると、過疎対策事業債の構成比が41か。そして臨時財政対策の構成比が、30ぐらいでこれで70ぐらいいくんですけども、これどの辺が高いので、道の平均より高くなっているのかということを知りたいのが第1点。

もう1点が、今言ったように、標準財政規模これが分母にきます。これが大きくなれば当然この数字は小さくなるわけです。

そして借金が少なくなれば、当然少なくなるわけです。

そして標準財政規模について言うと毎回言っているように、去年じゃなくて今年の話なんですけど、固定資産税が2,500万減ると、留保財源分減るわけなんですよ。

結局この標準財政規模は、留保財源がたくさんあれば大きくなっていいんですけども、この留保財源分が減るということで、今年はそので済んでいるんですけど、来年ですか、ちょっと大きく出るような感じがするんですけども。その辺担当の課長そういう展望を持っているか。

○議長（児玉眞澄君） 総務課長。

○総務課長（三浦康幸君） 私見ということでただいまの御質問にお答えさせていただきたいと思います。

幣村の起債の残高が全道平均よりも、約2倍だということの一方で、今、議員言われたとおり、過疎債と臨財債でほぼそのうちの7割を占めているということでございます。

臨時財政対策債につきましては、平成の大合併の時代に地方交付税の減額の補填として100パーセント地方交付税措置されるということですので、小規模自治体についてはほぼ100パーセントの借入れをしているという状況でございます。そちらが約30パーセントということでございます。

あと占冠村の過疎債が約40パーセントということで、そちらは70パーセントが地方交付税措置されるということで、非常に財政負担の少ない起債を活用させていただいているということで、一般的に過疎債が使えない大都市ですとか、大きな自治体に比べると非常に有利な起債を使わせていただいているということで、実際に財政負担としてはそれほど大きなものではなく、十分健全な状況にあるのかなというふうに考えてございます。

議員おっしゃられたとおり過疎債と臨財債ということで財源措置が大きいものが起債の中心を占めているということでございます。

2点目のリゾートの関係の固定資産税の減額等の影響はどうかということでございますけれども、財政畑といたしましては、1点は、今年度の国勢調査の結果によりまして、一定の標準財政規模の増額を見込めるだろうということで、ひいてはそれに対応できる地方交付税の額というのも、増額になるのではないかとということが1点。

それから2点目が、来年度より導入される宿泊税、こちらを観光振興の財源として使えるということで、ある程度の財源の見通しは立つのかなと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（児玉眞澄君） 他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。

以上で報告を終わります。

◎日程第6 承認第1号

○議長（児玉眞澄君） 日程第6、承認第1号、専決処分につき承認を求めることについての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、三浦康幸君。

○総務課長（三浦康幸君） それでは、議案書5ページをお願いいたします。

承認第1号、専決処分につき承認を求めることについて。緊急執行を要したので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

令和7年9月19日提出、占冠村長田中正治。

6ページをお願いいたします。本件専決処分につきましては、令和7年度占冠村一般会計補正予算、第4号でございます。

こちらにつきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ590万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億6,040万円としようとするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該交付区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によります。

地方債の追加は、第2表地方債補正によります。

それでは、議案書7ページをお願いいたします。

歳入から御説明申し上げます。

19款、1項、繰越金、10万円の増額でございます。

21款、1項、村債、580万円の増加でございます。

8ページをお願いいたします。続きまして

歳出の御説明でございます。

2款、1項、総務管理費、6万円の増額でございます。

7款、1項、商工費、584万円の増額でございます。

地方債の補正につきましては、9ページでございますとおり、公共施設等適正管理推進事業債、こちら580万円を限度額として計上させていただいております。

以上、御承認頂きますようお願い申し上げます。

○議長（児玉眞澄君） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

2番、木村議員。

○2番（木村一俊君） 湯の沢温泉のボイラーの取り替えに係る専決処分ということでした。

これの説明がありましたけども、専決処分自体は、議会の権限に属する事項を長が代わって行うことを認める制度でありまして、法律で認められておりますし、今回のこの専決処分は179条第1項に規定されていて、長において、特に緊急を要するため、議会を招集する余裕がないと認めるとき、ということを経分の根拠としたものであります。

要するに、特に緊急を要すること、これが第1点。議会を招集する余裕がないこと、この二つの要件が必要なわけでありまして。

先日の全員協議会でも言ったように、今回この専決処分に関しては、議会側から臨時会の開催を提案をしたということが、明らかになっておりまして、2番目の要件の議会を招集する余裕はなかったじゃなくてあったわけですね、十分。そしてもう1点の特に緊急を要するってことの要件について、果たし

てどうだったのかなということになるわけなんです。

説明の時には経年劣化して、いつ壊れてもおかしくない状態だ、お風呂に入りたい村民が利用できなったら困るから、早くやりたいんだっていうそういう説明がありました。

そして専決処分が決まったのが7月16日でありまして、どういうわけか、今日まで故障したっていう報告はないわけです。

ということは、結果論ではあるんですけども、今回の9月議会で提出されてもよかった議案ではなかったのかということでありまして、過去にも湯の沢温泉では、機械が壊れて、突然休むっていう通知が突然入って休んでいたこともありましてし、そのときにお風呂入りたいっていう人からも特に不満を聞いたことはありません。

先ほど細谷議員からの一般質問でもあったように、この湯の沢温泉に関して利用する頻度、行く機会、それは減っているわけです。

だから確かに機械は壊れるかもしれないっていう緊急性はあったとしても、緊急を要する人が村民の中にどれぐらいいるのか、お風呂に入りたい人たちの緊急であって、580万という多額の村債も出して財源をつくったわけなんで、やはりきちっとした議論を議会とすべきではなかったのかなということでありまして、その辺のことについてももう1回お聞きいたしたいと思います。

ちょっと議会軽視かなと思うんですよね。その辺ちょっと説明してください。

○議長（児玉眞澄君） 総務課長。

○総務課長（三浦康幸君） お答えさせていただきます。

議員の言われるとおり、法律要件2点ございますけれども、こちらにつきましては、解釈についてはそれぞれの自治体の首長に委ね

られているというものでございます。

その一方で、それぞれの議会との関係性の中で十分な議論を尽くさなければならないということも確かなことでございます。

あくまで専決処分にかけるか否かと、かけるべきだったというのは個人個人の評価の面でございます。

前回の全員協議会の中でも、議員の皆様の議会軽視、そういった厳しい御意見、しっかりと受け止めてございます。

今後におきましては、同様の事案があった場合におきましては、議員の皆様からも、例えば、せめて議長、副議長に説明はすべきだったのではないかと、そういった手順をきちんと踏んでいきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（児玉眞澄君） 2番、木村議員。

○2番（木村一俊君） ということですね。十分反省頂いて専決処分があれば、議会を開く余裕があるかどうか、緊急性があるかどうか十分に検討して、今後そういうことがないように、努力していただきたいと思えます。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから承認第1号、専決処分につき承認を求めることについての件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（児玉眞澄君） 起立多数です。

したがって、承認第1号は、原案のとおり承認することに決定しました。

◎日程第7 議案第1号から

日程第10 議案第4号

○議長（児玉眞澄君） 日程第7、議案第1号、権利の放棄についての件から、日程第10、議案第4号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてまでの件、4件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、三浦康幸君。

○総務課長（三浦康幸君） それでは、議案書17ページをお願いいたします。

議案第1号、権利の放棄について御説明申し上げます。

本件は、占冠村字シムカブ原野47番25のうち、84平方メートルの土地の賃貸料について、債務者が所在不明により債務を履行する見込みがないと認められるため、地方自治法第96条第1項第10号の規定に基づき、当該権利を放棄するための議会の議決を求めるものでございます。

1、権利を放棄する内容、土地賃貸借に係る債権。

第2項、権利を放棄する金額、6万7,200円。

3、土地の所在及び面積、ただいま申し上げたとおりでございます。

債務者、1名。5番目、権利を放棄する理由、先ほど申し上げたとおり、債務者が所在不明により債権を履行する見込みがないと認められるためでございます。

以上、御審議くださいますようお願い申し上げます。

続きまして、19ページをお願いいたします。

議案第2号、北海道市町村総合事務組合規約の変更について御説明申し上げます。

本件は、江差町・上ノ国町学校給食組合が解散したことに伴い、北海道市町村総合事務組合の規約から同組合を削除するものでございます。

この規約は地方自治法第286条第1項の規定による北海道知事の許可の日から施行しようとするものでございます。

以上、御審議くださいますようお願い申し上げます。

続きまして、21ページをお願いいたします。

議案第3号、北海道市町村職員退職手当組合格約の変更について御説明申し上げます。

こちら、議案第2号で御説明申し上げた、組合が解散したことにより、北海道市町村職員退職手当組合の規約から、同組合を削除しようとするものでございます。

この規約の施行期日につきましては、地方自治法第286条第1項の規定による、総務大臣の許可の日から施行しようとするものでございます。

以上、御審議くださいますようお願い申し上げます。

続きまして、23ページをお願いいたします。

議案第4号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更について御説明申し上げます。

本件につきましても、江差町・上ノ国町学校給食組合が解散したことに伴いまして、北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約から、同組合を削除しようとするものでございます。

この規約は、地方自治法第286条第1項の

規定による、総務大臣の許可の日から施行しようとするものでございます。

以上、御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（児玉眞澄君） これで提案理由の説明を終わります。

◎日程第11 議案第5号から

日程第12 議案第6号

○議長（児玉眞澄君） 続いて、日程第11、議案第5号、占冠村議会議員及び占冠村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件から、日程第12、議案第6号、占冠村宿泊税基金条例を制定することについてまでの件、2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

議案第5号について、総務課長、三浦康幸君。

○総務課長（三浦康幸君） それでは、議案書25ページをお願い申し上げます。

議案第5号、占冠村議会議員及び占冠村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて御説明申し上げます。

本件は、公職選挙法施行令の一部改正に伴い、選挙用ビラ及びポスターの公費負担の額を改正しようとするものでございます。

この条例は公布の日から施行し、令和7年6月4日から適用しようとするものでございます。

以上、御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（児玉眞澄君） 議案第6号については、企画商工課長、平岡卓君。

○企画商工課長（平岡卓君） 議案書27ページをお願いいたします。

議案第6号、占冠村宿泊税基金条例を制定することについて御説明申し上げます。

本件は、占冠村宿泊税の受皿として基金を創設し、占冠村の観光振興の費用として、宿泊税の有効活用と基金の円滑な運用を図ろうとするものでございます。

以下、条を追って御説明申し上げます。

第1条は基金設置の目的について。第2条は基金の積立額。第3条は基金の管理。第4条は運用益金の処理。第5条は基金の処分。

28ページに移りまして、第6条は繰替運用。第7条は委任に関する規定でございます。

この条例は、占冠村宿泊税条例施行の日から施行しようとするものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（児玉眞澄君） これで提案理由の説明を終わります。

◎日程第13 議案第7号から

日程第19 議案第13号

○議長（児玉眞澄君） 続いて、日程第13、議案第7号、令和7年度占冠村一般会計補正予算第5号の件から、日程第19、議案第13号、令和7年度占冠村公共下水道事業会計補正予算第1号までの件、7件を一括議題とします。提案理由の説明を求めます。

議案第7号及び議案第10号について、総務課長、三浦康幸君。

○総務課長（三浦康幸君） それでは、議案書29ページをお願いいたします。

議案第7号、令和7年度占冠村一般会計補正予算第5号につきまして御説明申し上げます。

令和7年度占冠村一般会計補正予算第5号は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,830万円を追加し、歳入歳出予算の総額を

歳入歳出それぞれ33億9,870万円としようとするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によります。

それでは、議案書30ページをお願いいたします。

歳入から御説明申し上げます。

10款、1項、地方交付税、4,422万4,000円の増額。

14款、国庫支出金、2項、国庫補助金、646万9,000円の増額。3項、委託金、18万5,000円の増額。

18款、1項、繰入金、1,257万8,000円の減額でございます。

歳入合計3,830万円の増額でございます。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

議案書31ページをお願いいたします。

1款、1項、議会費、8万3,000円の増額。

2款、1項、総務管理費、777万8,000円の増額。2項、徴税費、28万6,000円の増額。

3項、戸籍住民基本台帳費、221万6,000円の増額。

3款、1項、社会福祉費、732万4,000円の増額。2項、児童福祉費、52万5,000円の増額。

4款、1項、保健衛生費、1,018万1,000円の増額。2項、清掃費、100万円の増額。

7款、1項、商工費、843万円の増額。

8款、1項、道路橋梁費、200万3,000円の増額。3項、住宅費、300万円の増額。4項、都市計画費、15万円の増額。

10款、1項、教育総務費、19万5,000円の増額。2項、小学校費、12万9,000円の増額。

12款、1項、公債費、500万円の減額。

歳出合計3,830万円の増額でございます。

続きまして、議案書65ページをお願いいたします。

議案第10号、令和7年度占冠村介護保険特別会計補正予算第1号につきまして御説明申し上げます。

令和7年度占冠村介護保険特別会計補正予算第1号は、歳入歳出それぞれ930万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,610万円にしようとするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出補正予算補正によります。

議案書66ページをお願いいたします。

歳入について御説明申し上げます。

7款、繰入金、2項、基金繰入金、930万円の増額でございます。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

議案書67ページをお願いいたします。

4款、諸支出金、1項、償還金及び還付加算金930万円の増額でございます。

以上、御提案申し上げますので、御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（児玉眞澄君） 議案第8号、議案第9号及び議案第11号について、住民課長、伊藤俊幸君。

○住民課長（伊藤俊幸君） 議案書47ページをお開き願います。

議案第8号、令和7年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算第1号についての提案内容の御説明を申し上げます。

令和7年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算第1号は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ170万円を追加し、歳入歳

出予算の総額を1億2,720万円にしようとするものであります。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によります。

48ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正により歳入から御説明いたします。

3款、国庫支出金、1項、国庫補助金、108万6,000円の増額。

4款、道支出金、1項、道補助金は6万円の増額。

6款、繰越金、1項、繰越金は55万4,000円の増額でございます。

次に、49ページ歳出でございます。

1款、総務費、1項、総務管理費は、109万3,000円の増額。

2款、保険給付費、5項、葬祭諸費は、6万円の増額。

7款、諸支出金、1項、償還金及び還付加算金は、54万7,000円の増額でございます。

50ページから56ページまでは事項別明細書でございます。

次に議案書57ページをお開き願います。

議案第9号、令和7年度村立診療所特別会計補正予算第1号についての提案内容の御説明を申し上げます。

令和7年度村立診療所特別会計補正予算第1号は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ100万円を追加し、歳入歳出予算の総額を8,720万円にしようとするものであります。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額及び補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によります。

58ページ、第1表歳入歳出予算補正により歳入から御説明いたします。

3 款、道支出金、1 項、道補助金は 6 万 8,000 円の増額。

5 款、繰越金、1 項、繰越金は 93 万 2,000 円の増額です。

次に歳出です。59 ページです。

1 款、総務管理費、1 項、施設管理費は、100 万円の増額です。

60 ページから 63 ページまでは事項別明細書になります。

次に、議案書 71 ページをお開き願います。

議案第 11 号、令和 7 年度占冠村後期高齢者医療特別会計補正予算第 1 号についての提案内容の御説明を申し上げます。

令和 7 年度占冠村後期高齢者医療特別会計補正予算第 1 号は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、180 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を 2,380 万円にしようとするものであります。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正によります。

72 ページ、第 1 表歳入歳出予算補正により歳入から御説明いたします。

3 款、繰入金、1 項、一般会計繰入金は 180 万円の増額です。

73 ページ歳出になります。

1 款、総務費、1 項、総務管理費は、175 万 2,000 円の増額。

3 款、諸支出金、1 項、償還金及び還付加算金は 4 万 8,000 円の増額でございます。

74 ページから 77 ページまでは事項別明細書であります。

以上、御提案申し上げますので、御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（児玉眞澄君） 議案第 12 号及び議案第 13 号については、建設課長、岡崎至可君。

○建設課長（岡崎至可君） 議案書 79 ページをお願いいたします。

議案第 12 号、令和 7 年度占冠村簡易水道事業会計補正予算第 3 号について、提案理由を申し上げます。

第 1 条、令和 7 年度占冠村簡易水道事業会計補正予算第 3 号は次に定めるところによる。

第 2 条、予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

収入です。第 1 款、簡易水道事業収益、第 2 項、営業外収益、補正予定額、520 万円。

支出になります。

第 1 款、簡易水道事業費用、第 1 項、営業費用、補正予定額 231 万 8,000 円。

第 3 項、特別損失、補正予定額、68 万 2,000 円を追加しようとするものです。

80 ページをお願いします。80 ページは、実施計画書。

81 ページは、補正予算明細書となっております。

82 ページをお願いいたします。82 ページは、キャッシュフロー計算書。

83 ページは損益計算書となっております。

めぐりまして 84 ページから 85 ページは、貸借対照表となっております。

以上、御提案申し上げますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

続きまして議案書 87 ページをお願いいたします。

議案第 13 号、令和 7 年度占冠村公共下水道事業会計補正予算第 1 号について、提案理由を申し上げます。

第 1 条、令和 7 年度占冠村公共下水道事業会計補正予算第 1 号は、次に定めるところによる。

第 2 条、予算第 3 条に定めた収益的支出の

予定額を次のとおり補正するものであります。

支出、第1款、下水道事業費用、第1項、営業費用、補正予定額、60万円を追加しようとするものでございます。

88ページをお願いいたします。88ページは、実施計画書。

89ページは補正予算明細書となっております。

次のページをお願いします。

90ページは、キャッシュフロー計算書。

91ページから92ページは、貸借対照表となっております。

93ページは、損益計算書となっております。

以上、御提案申し上げますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（児玉眞澄君） これで提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

議事の都合により、9月20日から9月21日までの2日間を休会としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。

したがって、9月20日から9月21日までの2日間を休会とすることに決定しました。

◎散会宣言

○議長（児玉眞澄君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

これで本日の会議を閉じます。本日はこれで散会します。

散会 午後3時59分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和7年10月30日

占冠村議会議長 児玉 眞澄

(署名議員)

占冠村議会議員 下川 園子

占冠村議会議員 藤岡 幸次

令和7年第4回占冠村議会定例会会議録（第2号）

令和7年9月22日（月曜日）

○議事日程

		議長開議宣言（午前10時）
日程第1	議案第1号	権利の放棄について
日程第2	議案第2号	北海道市町村総合事務組合規約の変更について
日程第3	議案第3号	北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
日程第4	議案第4号	北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
日程第5	議案第5号	占冠村議会議員及び占冠村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第6	議案第6号	占冠村宿泊税基金条例を制定することについて
日程第7	議案第7号	令和7年度占冠村一般会計補正予算（第5号）
日程第8	議案第8号	令和7年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
日程第9	議案第9号	令和7年度村立診療所特別会計補正予算（第1号）
日程第10	議案第10号	令和7年度占冠村介護保険特別会計補正予算（第1号）
日程第11	議案第11号	令和7年度占冠村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第12	議案第12号	令和7年度占冠村簡易水道事業会計補正予算（第3号）
日程第13	議案第13号	令和7年度占冠村公共下水道事業会計補正予算（第1号）
日程第14	諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
日程第15	同意案第1号	占冠村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第16	同意案第2号	占冠村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第17	認定第1号	令和6年度占冠村一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について
日程第18	認定第2号	令和6年度占冠村公営企業会計決算認定について
日程第19	意見書案第8号	国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書
日程第20	意見書案第9号	安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書
日程第21		議員派遣の件
日程第22		閉会中の継続調査・所管事務調査申出
追加日程第1	同意案第3号	占冠村副村長の選任につき同意を求めることについて

事 務 局 長 高 桑 浩 係

長 田 中 健 士 郎

◎開議宣言

○議長（児玉眞澄君） ただいまの出席議員は8名です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめ御手元に配付したとおりです。

ここで議事に入る前に、日程にはありませんが、村長から行政報告のための発言を求められておりますので、発言を許可します。

村長、田中正治君。

◎村長行政報告

○村長（田中正治君） 議長のお許しがありませんので、行政報告をさせていただきます。

本日配付の御手元の資料を御覧いただきたいと思いますが、1、報告事項、(1)、昨日の暴風による被害状況について。

昨日21日の午前1時2分、占冠村に暴風警報が発表され、この暴風により本村では、主にトمام地区で被害が発生いたしました。

対応として、職員を現地へ派遣する一方、消防など関係機関等と連携しながら、速やかに被害状況の把握、現地確認、被害に対する応急措置、復旧要請等を進めました。

被害の概要は、暴風による物置の転倒、破損、倒木による電線切断、トمام学校の軒天の一部破損、倒木による村道の通行止めなどが発生しております。

主な状況として、個人所有の車庫崩壊1棟、法人所有プレハブ横転1棟。物置の横転、破損少なくとも7戸。倒木による電線切断等2か所。学校の軒天の一部破損。倒木による村道通行止め1路線。保育所建物付属物の飛散による民間車両の破損1台。倒木多数となっ

ています。

即時の対応が必要なものについては、予備費による対応をしております。

今後さらに被害の詳細につき調査を進め、復旧に必要な費用等を取りまとめの上、災害復旧予算を措置したいと考えておりますので、御理解、御協力頂きますよう、お願い申し上げます。

以上で行政報告を終わらせていただきます。

○議長（児玉眞澄君） これで行政報告は終わりました。

◎訂正の申出

○議長（児玉眞澄君） 続きまして、19日の本会議における報告第1号、令和6年度占冠村健全化判断比率の報告についての際の木村議員からの質疑に対する答弁について、訂正の申出がありましたので、発言を許可します。

総務課長、三浦康幸君。

○総務課長（三浦康幸君） 報告第1号に対していただきました木村議員の二つの御質問に対する答弁につきまして、改めて訂正の答弁をさせていただきます。

まず1点目の御質問でございます。

占冠村の将来負担比率の38.8パーセント、この数字につきまして早期健全化比率の350パーセントに比べれば、十分健全な状況であることは理解するけれども、それでも、北海道の平均の約2倍であることについて御質問をいただきました。

これに対しまして、答弁では、占冠村では充当率の高い、有利な起債を活用しているため、健全性を維持できる旨の答弁をいたしましたが、将来負担比率の計算については、実際に負担する公債費を基準に行われますので、当該答弁は誤りでございます。

将来負担比率の計算は、将来負担額の合計

額から、充当可能基金残高等を控除した額となっておりますので、占冠村の将来負担比率が比較的高い主たる理由は、基金残高の減少であると考えられます。

これに対しましては、有利な補助事業の活用、国調人口の増加や新税の導入等により歳入増に努めるとともに、歳出の合理化を図りながら、財政の健全化に努めてまいりたいと考えております。

2点目の質問でございます。

リゾートの法人税割の収入が減るため、令和7年度の決算では、さらに将来負担比率が増えるのではないかと御質問をいただきました。

こちらにつきましては、令和6年度において、既に大幅な法人税割の減額がございましたので、今のところリゾートの法人税割の減少が、令和7年度の将来負担比率に与える影響は非常に少ないのではないかと考えているところです。

以上、訂正させていただきます。何とぞよろしくお願いいたします。

○議長（児玉眞澄君） それでは、本日の議事を進行します。

◎日程第1 議案第1号

○議長（児玉眞澄君） 日程第1、議案第1号、権利の放棄についての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。これで質疑は終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論は終わります。

これから、議案第1号、権利の放棄についての件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（児玉眞澄君） 起立多数です。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎日程第2 議案第2号

○議長（児玉眞澄君） 日程第2、議案第2号、北海道市町村総合事務組合規約の変更についての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。これで質疑は終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第2号、北海道市町村総合事務組合規約の変更についての件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（児玉眞澄君） 起立多数です。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第3号

○議長（児玉眞澄君） 日程第3、議案第3

号、北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第3号、北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についての件を採決します。

この採決は起立によって行われます。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(児玉眞澄君) 起立多数です。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第4号

○議長(児玉眞澄君) 日程第4、議案第4号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更についての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第4号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更についての件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は 原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(児玉眞澄君) 起立多数です。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第5号

○議長(児玉眞澄君) 日程第5号、議案第5号、占冠村議会議員及び占冠村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから、議案第5号、占冠村議会議員及び占冠村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立で願います。

(賛成者起立)

○議長(児玉眞澄君) 起立多数です。

したがって、議案第5号は原案のとおり可

決されました。

◎日程第6 議案第6号

○議長（児玉眞澄君） 日程第6、議案第6号、占冠村宿泊税基金条例を制定することについての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 討論なしと認めます。これをもって、討論を終わります。

これから、議案第6号、占冠村宿泊税基金条例を制定することについての件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（児玉眞澄君） 起立多数です。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第7号

○議長（児玉眞澄君） 日程第7、議案第7号、令和7年度占冠村一般会計補正予算第5号の件を議題とします。

これから質疑を行います。質問者はページ数を明らかにし、質疑答弁は要点を明確に簡潔に発言してください。

質疑はありますか。

2番、木村議員。

○2番（木村一俊君） 何点か質問いたしま

す。

38ページの2款、1項、総務管理費、1目の一般管理費の12節の委託料のところでは

個別施設計画改定業務と公共施設等総合管理計画改定業務の増額予算についてであります。

今回は、委託でなくて自前でやれとは言いませんけれども、3点ほどお聞きします。この計画自体は、国のインフラ長寿命化基本計画に合わせて、地方に行動計画を立てるということで策定された計画についての改定が何回か行われてきたということなんですけれども、両計画とも最終ページにPDCAサイクルを回せということがうたわれております。

そして計画の「P」ばかり何回か改定されてきてるわけなんですけれども、実効の「D」評価のチェックの「C」、行動の「アクション」、このDCAのところがどのように展開されてきているのか。

ただこのPの計画だけが何回も繰り返し繰り返されているというように見受けられるんですが、その辺の事情を伺いたいのが1点。

第2点です。一般質問の時の細谷議員の質問のところで、湯の沢改修だとか、プールの改修がどうなってるかっていうことが質問で出て、その辺は計画はしてないということがあったんですけども、この両計画の中に、湯の沢についてもプールは更衣室ですか、脱衣場って言うか、その点についての内容が書かれてあるんですけども、全く計画がされていないということはないのでは。答弁では全くされてないってことは言われたんですけども、何ぽか計画されてるのかなという気がしたんですけどもその辺の答弁がどうなのかなということで伺いたいの、第2点です。

もう1点ですが、確か10年ぐらい前に地方創生の関係で「ひと・もの・しごと」関係の

委託料が上がってきて、今回もそうだと思うんですけども、委託するにもコンサルタントを使うわけなんですけども、結局そのコンサルタントを使うということは、東京関係のコンサルタントを使うんだらうと思うんですけども、結局こういう委託料っていうのが東京のほうに流れちゃって、地方は計画だけをつくって、DCAも何もしないで終わるっていう繰り返しであらうと思うんですよね。

この辺どういうふうに考えたらいいかと思って、担当の課長に聞きたいんですけどもそれがまず一つのところです。

それから、42ページの4款、衛生費、1項、保健衛生費の1目の保健衛生総務費、18節の負担金のところの広域医療対策事業負担金の77万9,000円と小児医療の提供補助金というところで49万7,000円。

この間の会議で説明していただいたんですけども、協会病院が2024年の決算で、約4億3,000万円、道新の記事では5億7,000万っていうことで書いてあったんですけども、これを助けてくださいっていうための支援金のお金なんですけども、数年前、国のコロナの交付金でかなり黒字があったんですけども、僅か数年でこんなふうに巨額の赤字を抱え込むということは信じられないですし、そして、病院が患者さん、直接には町だとかに負担金を頼むんですけども、患者さんに支援を頼むということも信じられないんですけども、結局この協会病院の経営母体である社福の北海道社会事業協会が根本的には対応すべき問題であらうと思いますし、また、協会病院が医療圏域のセンター病院としての機能をつというんでしたら、やっぱりこれは北海道がもうちょっと対応しなければならぬし、そして協会病院を市立病院として使っている富良野市も、もっともっとたくさん負担したほ

うがいいんじゃないかなっていうことを思うわけなんです。

その辺について、当局の考え方を聞きたいということです。

それから3つ目がですね、43ページの7款、商工費、1項の商工費、2目の観光費、18節の負担金補助及び交付金のところにあります占冠村宿泊税導入対応支援金の803万円のところです。先日の会議で、議会説明用として資料配付された占冠村宿泊税導入対応支援金の制度概要っていうのも見ましたら、支援金を受けるための村への申請期間、それが1ページに載っているわけなんですけども、それを見ると、令和7年の10月の未定から令和8年の3月31日までに申請してくださいよっていうことが出てるわけなんです。

例えば、村の宿泊業者が令和8年1月10日に初めてこの支援金の要請を村にした場合、村から支援金がもらえるのかどうか。端的にももらえるか、もらえないかって答えてほしいんですけども。

それから46ページの12款の公債費、1項の公債費で1目の元金、12節の償還金のところで、長期債年賦元金として、黒三角の500万ということで出てるんですけども、前に6月でしたかね、1号補正で同じ額を増額しているわけなんですけども、そして今回この5号補正ですぐ同じ額を返しちゃうのはどういうことなのかと思って、ちょっとお聞きしたいんですけども。

以上なんですけど、よろしくお願いします。

○議長（児玉眞澄君） 総務課長。

○総務課長（三浦康幸君） 木村議員の御質問にお答えいたします。

まず、簡単なほうから、46ページの公債費の関係でございます。

こちらにつきましては、昨年度において、

簡易水道事業会計の方で占冠村が負担すべき約500万円を簡易水道事業会計の方で支出してしまったということに対して、翌年度、どのような対応をしたらいいかと財務事務所に問合せたところ、占冠村で下水道事業で払い過ぎた分の500万円、それから新年度では500万円、合計1000万円をまとめて村で払っていただければよろしいですよ、と言う答弁をいただいたので、占冠村の予算として、さらに500万円プラスして払うという予算立てが6月議会での提案でございました。

よく考えてみましたら、そうしますと、水道事業会計の方で500万円の三角が出てしまうということですので、一度、水道会計の方に500万円を戻したほうがいいだろうということで、繰出金として水道会計の方に500万円を繰り出したと。

そして村の方で払うつもりだった500万円を減額したということでございます。

2点目の公共施設等総合管理計画関係の御質問でございます。

P D C A サイクル、プラン、ドゥー、チェック、アクションの対応についてはどうかという御質問でございます。

こちらにつきましては、それに対する書面、プラン、ドゥー、チェック、アクションに対して反省して生かして次にどのような作業をするかという個別の施設に対する計画というのは非常に書面化するのは膨大だということですので作ってはおりませんが、その分5年ごとに見直しをする中で、この5年間の修繕、施設の長寿命化の内容を改めて反省して、今後の5年間に反映していくという形で運用していくのが、実務上やむを得ないのかなと考えているところでございます。

プールの脱衣場については計画に入っていたではないかということでございますけれど

も、こちらにつきましては、先日の一切修繕が行われていないということに対する答弁との齟齬について説明してくださいという趣旨。

○議長（児玉眞澄君） 2番、木村議員。

○2番（木村一俊君） 細谷議員が一般質問で出したときに、湯の沢とプールの関係の修繕については、計画が立てられていますかという質問したわけです。

それに対して計画は全く考えていないという答弁があったわけですよ。

ということで、前からもこういう計画があったわけですから、それによって、P D C A サイクルできてるから、さっき課長が言ったように、少しずつやっているとこはこういうふうになってるからってということになってるわけだから、少しずつ改善してるんだったら、改善計画はないけども、部分的に対応していますよってという回答でなければならぬのではないですかということなんです。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 総務課長。

○総務課長（三浦康幸君） おっしゃるとおりでございます。そのとおりでございます。ありがとうございます。

3点目の関係でございます。こちらの計画、コンサルティング会社に委託されることが多くて結局、東京一極集中になってしまっているという御意見でございますが、こちらままさにおっしゃるとおりだと思います。

保健福祉分野、建設分野、それぞれの分野において、近年では数え切れないほどの計画を立てなければならないという現状にございまして、こちらにつきましては他の市町村においても多過ぎるのではないかという研究会が立ち上げられ、国への要望も始まっているという状況と伺っております。

村といたしましては、どうしても計画をつ

くらないと、適切な補助金や起債が立てられないという状況がございますので、なるべく低予算で取り進めながら、必要最小限、かつ有効な計画づくりに努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（児玉眞澄君） 企画課長。

○企画商工課長（平岡卓君） 議案書43ページの7款、1項、2目、観光費の関係の御質問でございます。

1月10日に村に申請があった場合、もらえるのかももらえないのか、端的にということですので、端的にお答えしますと、北海道の補助金を受けている事業者については、1月10日に村に申請があった場合についてはもらえる。

北海道補助金を受けてない場合については、1月10日に本村に申請があった場合についてはもらえないということになります。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 住民課長。

○住民課長（伊藤俊幸君） 木村議員の御質問にお答えさせていただきます。

4款、1項、1目、保健衛生総務費の中の負担金について協会病院への負担金、支援の在り方についての御質問でございます。

支援の負担の割合や負担の在り方等につきましては、富良野圏域連携協議会の中で、負担の在り方や割合等を協議し進めてきているところであります。

協会病院の事業主体であります北海道事業協会のほうで負担すべきではないかといった御意見でありますけれども、村といたしましても経営改善の方策や経営状況の改善に向けて考え方を示していただけるよう、協議会等を通じて要請をしていきたいというふうに考えておりますし、要請をしてきているところで

もあります。

富良野市の割合、負担が必要ではないかといった御意見でありますけれども、これにつきましても、先ほど申し上げたとおり割合等につきましては協議会のほうで協議をしてきているところでもありますし、実際、連携協議会で負担している以上に富良野市でも単独で負担をしているというお話も聞いております。

いずれにしても、今後連携協議会の中で、こういった議論をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 2番、木村議員。

○2番（木村一俊君） 宿泊税関係のところ、道の補助金をもらっていただければもらえるのかももらえないとかって言っていましたけれども、そんなこと関係なくて、1ページを見たら何月何日から何月何日まで申請すればもらえますって書いてあるわけです。道の交付金をもらっている人はもらえますとか全然そういう条件が書いてなくて、ただ、令和7年10月未定から、令和8年3月31日までに申請してくれば、あたかももらえるように書いてあるじゃないですか。そこのところがどうなのかって聞きたいわけですよ。

だから、もし条件をつけるのであれば、議員に配付された資料にそこのところをきちっと書いてなかったら、3月31日まで申請すればもらえるっていうふうに思っちゃうじゃないですか。

間違ってるんだったら間違ってるように、きちっと資料直して配布し直すとか、そういう手続きが必要なんじゃないですか、我々には。誰が見たって1月10日、申請してもらえるのかなと思っちゃうんじゃないですか。その辺のところはどうかっていうことですね。

次、協会病院の補助金について、今、伊藤

課長が答えてくれたんですけども、あくまで協会病院は隣町の病院であって、うちの村の病院でないわけですし、うちの村も診療所やってるのに決算書を見たら4,300万だったかな繰入れしなかったら、やっていけないわけですよ。

だから他の病院まで面倒見切れないう言ったらおかしいですけども、今回はそんな大した額でないからいいですけども、協会病院のほうも今回、病床削減の交付金をあてにして少し黒字化していこうとかって考えているわけなんですけども、結局病床を減らすっていうことは売上金も減ってくるから、やっぱり黒字化するっていうのはものすごく大変なことであって、診療所を守るためにも、うちの村はあまり真剣に対応していかないほうがいいんじゃないのかなと思うんですけども、担当課長の意見を聞きたいんですけども。

○議長（児玉眞澄君） 住民課長。

○住民課長（伊藤俊幸君） 協会病院への支援についてでありますけども、本村といたしましても、まずは一次医療の診療所の運営につきましても、継続していけるよう体制を整えていかなければならないというふうに考えておりますし、協会病院につきましても、二次医療の分野において救急ですとか、今回補助金の増額をしておりますけども小児医療ですとか、うちの村では対応し切れない部分について、二次医療圏の協会病院をお願いしていかなければならない部分でありますので、その辺のことも含めて、村の財政状況にもよりますけれども、一定程度、住民の御理解を頂ける範囲内で支援をしていければいいのかなというふうに考えております。

○議長（児玉眞澄君） 企画課長。

○企画商工課長（平岡卓君） 宿泊税の関係の御質問でございますけれども、過日議員協

議会の時にお配りをいたしました資料については、制度の概要ということで、細かい部分にまでについては記載をしていない資料となっております。

実際事業者にお示しをする資料については、もちろんこれよりも詳細を記載した資料をもってお示しをするということになっております。

ただ、議員の御指摘のとおり分かりづらい部分があるということで、この辺については、しっかりと明記をして混乱を招かないような形で、事業者のほうにはお示しをしたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 木村議員。

○2番（木村一俊君） 確認ですけど、議員のほうは間違った資料だけでいいということですか。

やっぱり議会が始まる前に差し替えてもらわないと、誤りの資料を我々見て、そうやっていかなきゃならないんで、議論が始まる前に間違っていないものがほしいんですけどね。答弁をお願いします。

○議長（児玉眞澄君） 企画商工課長。

○企画商工課長（平岡卓君） 答弁が不足してまして申し訳ありません。

資料については、議員御指摘のとおり、整理をしたものをお配りするべきものというふうに考えておりますが、本議会については、その辺の準備ができておりません。大変申し訳ありません。

以後、そういった資料の訂正等また不足する部分がある場合においては、事前に議員の方々に差し替えをするなどの対応をとってまいりたいというふうに考えてます。よろしくお願いたします。

○議長（児玉眞澄君） 他に質疑ありません

か。

1番、大谷議員。

○1番(大谷元江君) 44ページ、8款、土木費の中の3目、橋梁維持費の調査測量設計委託料の200万3,000円の内容をお願いいたします。

それともう1点。これも8款、土木費の3項、住宅費の中の10節、需用費、修繕料300万。これはどこをどういうふうに直すのか、御説明をお願いします。

○議長(児玉眞澄君) 建設課長。

○建設課長(岡崎至可君) 議案書44ページの一番上の土木費の道路橋梁費調査測量設計委託料ということです。

この件につきましては、村内にある昭和41年から49年に架設された、橋梁、7橋のPCBの調査ということで当初予算に上げてたんですけども、当初予算では5橋の橋梁の予定で上げておりました。

そして今回、プラス2橋ということで何かといいますと、JR高架橋、JRの線路の上に架かってる橋、これがJRとの協議が終了いたしましたして、今年度、調査できるようになったもので追加するというございます。

それと、8款、3項の住宅管理費、300万の修繕料でございます。

これに関しましては、千歳団地1戸及び楓の修繕、入退去に関する事を考えております。

以上です。

○議長(児玉眞澄君) 大谷議員。

○1番(大谷元江君) すいません。1項、道路橋梁費のほうの橋梁維持費のほうですけど、これ、JRではやらないという意味で、村でやるということですか。

JRの橋梁っていうふうに受け取ったんですけど、違うんですか。

○議長(児玉眞澄君) 建設課長。

○建設課長(岡崎至可君) JRの線路の上に架かってる村道から伸びている橋梁なので村の橋梁になります。

○議長(児玉眞澄君) 質疑はありませんか。
(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第7号、令和7年度占冠村一般会計補正予算第5号の件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(児玉眞澄君) 起立多数です。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第8号

○議長(児玉眞澄君) 続いて、日程第8、議案第8号、令和7年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算第1号の件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

2番、木村議員。

○2番(木村一俊君) 56ページ、7款の1項、4目のその他償還金のところの22節のところであります。

保険者努力支援交付金返還金5万8,000円ということで出てるんですけども、保険者努力支援制度というのが、医療費適正化取組評価

分と予防健康づくり事業費、この事業費に連動して配分する部分と大きく分けて二つのところで評価されてもらえる交付金なんですけれども、その返還金がどの部分について発生したもののなのか。

そして、令和7年度のこの集計結果を見ますと、国保固有の指標である収納率が100点満点で採点されて支援金が出てくるらしいんですけども、占冠村の場合は100点中35点という割と低い点数になってんですけども、収納率が低いということに関して説明をもらいたいんですけども。

以上2点、お願いいたします。

○議長（児玉眞澄君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時46分

○議長（児玉眞澄君） 11時まで休憩します。

休憩 午前10時49分

○議長（児玉眞澄君） 引き続き、暫時休憩します。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時04分

○議長（児玉眞澄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。議事を続けます。

住民課長。

○住民課長（伊藤俊幸君） お時間を頂きまして大変ありがとうございます。

木村議員の御質問にお答えさせていただきます。

努力者支援交付金の返還金に当たって収納率の関係で35点と低い理由ということでありまして、これにつきましては、前年度の比較で評価ポイントが算定されておりまして、令和5年度では占冠村では98.26パーセントの収納率だったものが、令和6年度の実績では97.28パーセントということで、収納率が1ポイント下がったことによりまして、35点という点数になっているということでありまして。

もう一つの保健事業のどの部分について減額になっているのかということでもありますけれども、これにつきましては、保健事業の部分でありまして、重複多剤事業に対する保健指導の費用において精算によって減額になったことから、交付金額が減額になり返還金が生じたということでもあります。

以上でございます。

○議長（児玉眞澄君） 他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから、議案第8号、令和7年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算第1号の件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（児玉眞澄君） 起立多数です。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第9号

○議長（児玉眞澄君） 日程第9、議案第9号、令和7年度村立診療所特別会計補正予算第1号の件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第9号、令和7年度村立診療所特別会計補正予算第1号の件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(児玉眞澄君) 起立多数です。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第10号

○議長(児玉眞澄君) 日程第10、議案第10号、令和7年度占冠村介護保険特別会計補正予算第1号の件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第10号、令和7年度占冠村介護保険特別会計補正予算第1号の件の件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、提案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(児玉眞澄君) 起立多数です。

◎日程第11 議案第11号

○議長(児玉眞澄君) 日程第11、議案第11号、令和7年度占冠村後期高齢者医療特別会計補正予算第1号の件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第11号、令和7年度占冠村後期高齢者医療特別会計補正予算第1号の件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、提案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(児玉眞澄君) 起立多数です。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第12号

○議長(児玉眞澄君) 日程第12、議案第12号、令和7年度占冠村簡易水道事業会計補正予算第3号の件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

んか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 討論なしと認めます。
これをもって討論を終わります。

これから議案第12号、令和7年度占冠村簡易水道事業会計補正予算第3号の件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(児玉眞澄君) 起立多数です。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第13号

○議長(児玉眞澄君) 日程第13、議案第13号、令和7年度占冠村公共下水道事業会計補正予算第1号の件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

2番、木村議員。

○2番(木村一俊君) 89ページの管渠閉塞等修繕のところですが。

当初予算が30万だったのが、60万追加ということで、約3倍になったわけなんですけど、こんなに増えた状況、内容を教えていただきたいなど。

やはり物価高騰、資材も高騰しているが、その関係があるのかどうか教えてください。

以上です。

○議長(児玉眞澄君) 建設課長。

○建設課長(岡崎至可君) 議案書89ページ木村議員の御質問にお答えいたします。

この件に関しましては、当初予算では公共柵修繕、あと管渠閉塞修繕ということで、2段階で予算を措置している状況でございます。

今回の管渠閉塞修繕につきましては、現在の管渠閉塞なのでちょっと砂利等が入り込んで修繕をしたということで、今現在、予算を枯渇している状況になります。

今後もそういうのが発生してしまうと、すぐ対処しなきゃいけないということで今回、計上しているんですが、やはり数年前より物価高騰してまして、どうしてもバキューム等と呼ばなきゃいけないということで、その辺の単価が上がってきているという状況もございます。

以上です。

○議長(児玉眞澄君) 他に質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 討論なしと認めます。
これをもって討論を終わります。

これから議案第13号、令和7年度占冠村公共下水道事業会計補正予算第1号の件を採決します。

この採決は起立によって行います。本案は、提案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(児玉眞澄君) 起立多数です。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 諮問第1号

○議長(児玉眞澄君) 日程第14、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（田中正治君） 議案書の95ページになります。

諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて。下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

令和7年9月19日提出、占冠村長、田中正治。

記、住所、占冠村字中央、氏名、多田智恵、昭和43年11月30日生まれ。

人権擁護委員であります、多田智恵氏が令和7年9月30日をもって任期満了になります。引き続き同氏を委員として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

同氏は、令和4年10月に委員に選任されて以来、誠実な人柄で明朗活発であり、社会活動に積極的に参加し、地域住民の信望も厚く、適任と考えております。

なお、同氏の経歴につきましては、裏面のとおりでございます。

任期は令和7年10月1日から令和10年9月30日まででございます。

以上、御審議のほどよろしく願いをいたします。

○議長（児玉眞澄君） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を省略します。

これから諮問第1号、人権擁護委員候補者

の推薦につき意見を求めることについての件を採決します。

お諮りします。

本案は、これを適任と認めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号はこれを適任として認めることに決定しました。

◎日程第15 同意案第1号から

日程第16 同意案第2号

○議長（児玉眞澄君） 日程第15、同意案第1号、占冠村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての件から日程第16、同意案第2号、占冠村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてまでの件、2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（田中正治君） 議案書の97ページをお願いいたします。

同意案第1号、占冠村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、提案理由を御説明いたします。

占冠村教育委員会委員であります藤田重之氏は、本年9月30日をもって任期満了となります。

引き続き同氏を教育委員会委員として任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

なお、同氏の経歴につきましては、次ページのとおりでございます。

引き続きまして、議案書99ページになります。

同意案第2号、占冠村教育委員会委員の任

命につき同意を求めることについて提案理由を御説明申し上げます。

占冠村教育委員会委員であります森田智恵子氏は、本年9月30日をもって任期満了となります。

引き続き同氏を教育委員会委員として任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

なお、同氏の経歴につきましては、次ページのとおりでございます。

以上、御審議のほどよろしく願いをいたします。

○議長（児玉眞澄君） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。これで質疑は終わります。

討論を省略します。

これから同意案第1号、占冠村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。

したがって、同意案第1号は原案のとおり同意することに決定しました。

これから同意案第2号、占冠村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての件を採決します。

本案は原案のとおり同意することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。

したがって、同意案第2号は原案のとおり同意することに決定しました。

◎日程第17 認定第1号から

認定第18 認定第2号

○議長（児玉眞澄君） 次に、日程第17、認定第1号、令和6年度占冠村一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定についての件から日程第18、認定第2号、令和6年度占冠村公営企業会計決算認定についてまでの件、2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

認定第1号について、総務課長、三浦康幸君。

○総務課長（三浦康幸君） それでは、議案書101ページをお願いいたします。

認定第1号、令和6年度占冠村一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について。

令和6年度占冠村一般会計及び各特別会計歳入歳出決算は、あわせて提出した証拠書類とともに、監査委員において審査の結果、経理は収支とも適正であることを認める旨の意見報告があったので、その意見を付して議会の認定を求める。

令和7年9月19日提出、占冠村長、田中正治。

内容について御説明申し上げます。

令和6年度占冠村歳入歳出決算書別紙は、（1）の一般会計と（2）国民健康保険事業特別会計から、（6）の歯科診療所事業特別会計までの5特別会計から構成されており、別冊にて配付させていただいております。

令和6年度占冠村歳入歳出決算に関する説明資料別紙につきましても、同じく別冊となっております。

令和6年度占冠村歳入歳出決算に関する説

明資料のうち、(1)歳入歳出決算事項別明細書は、一般会計は、決算書の9ページから、各特別会計については、決算書の71ページから国民健康保険事業特別会計となっており、以下同様に記載されております。

(2)実質収支に関する調書は、一般会計は、決算書の69ページ、各特別会計については、国民健康保険事業特別会計は、決算書の85ページとなっており、以下各特別会計の最後のページに同様に記載されております。

(3)財産に関する調書。

(4)基金等運用状況調査は、令和6年度決算審査資料として別刷りで1冊になっております。

(5)主要な施策の成果を説明する書類についても、別冊で配付させていただいております。

監査委員の意見書につきましても、別冊で配付させていただいております。

それでは、決算書の内容を御説明させていただきます。

決算書1ページの総括表をお開きください。決算額で申し上げます。

一般会計歳入、29億6,573万1,711円。歳出、29億1,475万4,544円。歳入歳出差引き金額、5,097万7,167円。

国民健康保険事業特別会計歳入、1億2,555万6,528円。歳出、1億2,277万3,695円。歳入歳出差引き金額、278万2,833円。

村立診療所特別会計歳入、8,235万2,706円。歳出、7,830万2,518円。歳入歳出差引き金額405万188円。

介護保険特別会計歳入、1億1,728万3,957円。歳出、1億1,215万4,205円。歳入歳出差引き金額、512万9,752円。

後期高齢者医療特別会計歳入、2,146万5,840円。歳出、2,108万3,310円。歳入歳出差

引き金額、38万2,530円。

歯科診療所事業特別会計歳入、2,211万316円。歳出2,144万2,737円。歳入歳出差引き金額、66万7,579円。

総合計歳入、33億3,450万1,058円。歳出、32億7,051万1,009円。歳入歳出差引き金額、6,399万49円でございます。

以上で説明を終わります。御審議くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(児玉眞澄君) 認定第2号については、建設課長、岡崎至可君。

○建設課長(岡崎至可君) 議案書103ページをお願いいたします。

認定第2号、令和6年度占冠村公営企業会計決算認定について。令和6年度占冠村公営企業会計決算認定について、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、別紙のとおり、監査委員の意見を付して議会の認定を求める。

令和7年9月19日提出、占冠村長田中正治。内容について御説明申し上げます。

令和6年度占冠村簡易水道事業会計決算書になります。

1ページをお願いいたします。

決算額にて御説明申し上げます。

収益的収入、1款、簡易水道事業収益、決算額、1億4,514万5,263円。

収益的支出、1款、簡易水道事業、事業費用決算額、1億2,970万407円です。

決算書2ページをお願いいたします。

資本的収入、1款、簡易水道事業資本的収入決算額、5,700万円。

資本的支出、1款、簡易水道事業資本的支出決算額、5,499万7,220円となっております。

3ページは損益計算書。開きまして4ページ、5ページは、貸借対照表。また開きまして、6ページ、余剰金計算書。7ページは、余剰金処分計算書。開きまして、8ページは

報告書。9ページは、キャッシュフロー計算書です。開きまして10ページから11ページは、収益費用明細書。12ページは固定資産明細書。13ページは、企業債明細書。開きまして14ページは、会計に関する書類における注記となっております。

監査委員の意見につきましては別紙で配付させていただきます。

以上で令和6年度占冠村簡易水道事業会計決算の説明とさせていただきます。

続きまして、令和6年度占冠村公共下水道事業会計決算書、1ページをお願いいたします。

決算額にて御説明申し上げます。

収益的収入、1款、下水道事業収益、決算額1億347万1,200円。

収益的支出、1款、下水道事業費用、決算額1億187万9,660円。

決算書2ページをお願いいたします。

収益的収入、1款、下水道事業資本的収入決算額2,740万円。

資本的支出、1款、下水道事業資本的支出決算額、5,932万4,400円となっております。

3ページは損益計算書となっております。4ページ、5ページをお願いいたします。4ページ、5ページは貸借対照表。めぐりまして6ページは、余剰金計算書です。7ページは、余剰金処分計算書。めぐりまして8ページが報告書。9ページがキャッシュフロー計算書となっております。めぐりまして、10ページから12ページは、収益費用明細書となっております。13ページは固定資産明細書です。14ページから15ページは、企業債明細書。めぐりまして16ページが、会計に関する書類における注記となっております。

監査委員の意見書につきましても、先ほど同様、別紙で配付させていただきます。

以上で令和6年度占冠村公共下水道事業会計決算の説明とさせていただきます。

以上よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（児玉眞澄君） これで、提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております、認定第1号、令和6年度占冠村一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定についての件及び認定第2号、令和6年度占冠村公営企業会計決算認定についての件は、議長並びに議会選出監査委員の下川園子議員を除く、6名の議員をもって構成する決算特別委員会を設置し、地方自治法第98条第1項の検査権を付与して、これに付託のうえ閉会中の継続審査とすることにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号、令和6年度占冠村一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定についての件及び認定第2号、令和6年度占冠村公営企業会計決算認定についての件は、6名の議員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託のうえ閉会中の継続審査とすることに決定しました。

ここで暫時休憩します。

休憩 午前11時35分

再開 午前11時38分

○議長（児玉眞澄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、諸般の報告をいたします。

休憩中の決算特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われましたので、その結果を報告します。

委員長に藤岡幸次議員。副委員長に小林潤

議員。

以上であります。

◎日程第19 意見書案第8号から

日程第20 意見書案第9号

○議長（児玉眞澄君） 日程第19、意見書案第8号、国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書の件から、日程第20、意見書案第9号、安全安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書までの件、2件を一括議題とします。

主旨説明を求めます。意見書案第8号について、藤岡幸次議員。

○5番（藤岡幸次君） 意見書案第8号、国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書。

このことについて別紙のとおり意見書を提出します。

令和7年9月22日提出。提出者、占冠村議会議員、藤岡幸次。賛成者、同、大谷元江。賛成者、同、木村一俊。

国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書。

国においては、切迫する日本海溝千島海溝沿いに、巨大地震の気候変動に伴い、激甚化、頻発化する自然災害への対応のほか、令和6年能登半島地震の教訓などを踏まえ、高規格道路から市町村に至る道路網の整備、老朽化対策、除雪等の充実確保など国土強靱化の取組をより一層推進するため、次のことについて特段の措置を講ずるよう強く要望する。

下記のとおりとなっております。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和7年9月22日、北海道勇払郡占冠村議会議員、児玉眞澄。

意見提出先、衆参議長他記載のとおりとな

っております。

御審議をお願いいたします。

○議長（児玉眞澄君） 意見書案第9号については、大谷元江議員。

○1番（大谷元江君） 意見書案第9号、安全安心の医療・介護実現のための人員増と処遇改善を求める意見書。

このことについて、別紙のとおり意見書を提出します。

令和7年9月22日提出。提出者、占冠村議会議員、大谷元江。賛成者、同、小林潤。賛成者、同、小尾雅彦。

安全安心の医療・介護実現のための人員増と処遇改善を求める意見書。

政府は、ケア労働者の賃上げ事業に踏み出し、2024年の診療報酬、介護報酬、障害福祉報酬の改定で、賃上げに特化した評価料や加算を盛り込みました。

現在の医療介護現場では、退職者が増加し、入職者が減少する事態が全国各地で広がっています。

苛酷な労働実態とそれに見合わない低賃金があることは紛れもない事実です。

入院患者が受入れられない、あるいは介護事業者が利用者が利用できないなどの医療崩壊、介護崩壊を人員不足のため繰り返してしまうことのないよう、緊急な処遇改善策を国の責任で実行する必要があります。

診療報酬、介護報酬、障害福祉報酬の抜本的な引上げと同時に、患者利用者負担軽減策も実施するべきです。

私たちは差別と分断を許さず、政府の責任で全てのケア労働者の処遇改善と医療、介護事業の安定的な維持発展のために、以下、要請し実施を強く求めるものです。

5項目を記載して、提出したいと思います。

以上、地方自治法第99条の規定により提出

します。

令和7年9月22日、北海道勇払郡占冠村議会議長、児玉眞澄。

意見書提出先は、明記してあるとおりでございます。

御審議よろしく願いいたします。

○議長（児玉眞澄君） これで趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑は一括して行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略します。

これから、意見書案第8号、国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書の提出を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり採択されました。

続いて、意見書案第9号、安全安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求め意見書の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり採択されました。

○議長（児玉眞澄君） 日程第21、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件につきましては、お手元に配付したとおり、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件はお手元に配布したとおり決定しました。

◎日程第22 閉会中の継続調査

・所管事務調査申出の件

○議長（児玉眞澄君） 日程第22、閉会中の継続調査・所管事務調査申出の件を議題とします。

議会運営委員長及び総務産業常任委員長から、会議規則第74条の規定によりお手元に配布した申出書のとおり、閉会中の継続調査・所管事務調査の申出がありました。

お諮りします。

各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査・所管事務調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査・所管事務調査とすることに決定しました。

ここで暫時休憩します。

休憩 午前11時46分

再開 午前11時54分

○議長（児玉眞澄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。議事を続けます。

お諮りします。

ただいま村長から同意案第3号、占冠村副村長の選任つき同意を求めることについての件が提出されました。

◎日程第21 議員派遣の件

これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 異議なしと認めます。

したがって、同意案第3号、占冠村副村長の選任につき同意を求めることについての件を追加日程第1として日程に追加し、議題とすることに決定しました。

◎追加日程第1 同意案第3号

○議長(児玉眞澄君) 追加日程第1、同意案第3号、占冠村副村長の選任につき同意を求めることについての件を議題とします。

ここで副村長、松永英敬君の退席を求めます。

(副村長、松永英敬君退席)

○議長(児玉眞澄君) 提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長(田中正治君) 同意案第3号、占冠村副村長の選任につき同意を求めることについて、提案理由を御説明いたします。

占冠村副村長であります松永英敬氏は、本年9月27日をもって任期満了となります。

このたび、同氏を引き続き占冠村副村長に選任したいので、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

同氏の経歴につきましては、別紙のとおりでございますが、同氏は、占冠村に奉職以来、教育委員会を皮切りに住民課、総務課、村立診療所、企画商工課、そして現在は、2期8年にわたり、占冠村副村長として力を発揮されております。

今後も様々な課題に対して的確に判断し、迅速に対応できる人材であり、本定例会で引き続き副村長として選任いたしたく、議会の

同意を求めるものでございます。

以上、御審議のほどよろしく願いをいたします。

○議長(児玉眞澄君) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略します。

これから同意案第3号、占冠村副村長の選任につき同意を求めることについての件を採決します。この採決は起立によって行います。お諮りします。

本案についてこれに同意することに、賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(児玉眞澄君) 起立多数です。

したがって、同意案第3号はこれに同意することに決定しました。

副村長、松永英敬君の入場を許可します。

(副村長、松永英敬君入場)

○議長(児玉眞澄君) ここで副村長、松永英敬君より挨拶の申出がありましたので、発言を許可します。

◎副村長挨拶

○副村長(松永英敬君) ただいま、議会の御承認を頂き、みたび副村長の重責を拝命することになりました。

身に余る光栄であると同時に、引き続き、村政への貢献の機会を与えていただきましたことに、深く感謝申し上げます。

これまで田中村長をはじめ、議会の皆様から賜りました御指導、村民の皆様のご温かい御支援、村職員の協力に支えられ、与えられた

任期を務めることができたものと、心よりお礼を申し上げます。

副村長には、村長と職員の間立って、村長の公約実現という短期的な成果と、将来を見据えた村づくりという中長期的な視点での合理性や公平性のバランスをとる役割が求められていると考えております。

そしてこのことを両立していくための礎である安定した行財政運営に鋭意努力する所存であります。

村づくりの主体である村民の皆様が、安心して心豊かに暮らすことができるよう、職員一丸となって心を尽くすとともに、自身のこれまでの至らなかった点を肝に銘じ、議会との対話を大切にしながらしっかりと連携し、村民の幸せと占冠村の発展に邁進してまいります。

今後とも、皆様の御理解と御支援を賜りますよう心からお願い申し上げます、御挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

◎閉会宣言

○議長（児玉眞澄君） 以上をもって、本定例会に付議された事件は全て終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和7年第4回占冠村議会定例会を閉会します。

閉会 午後0時02分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和7年10月30日

占冠村議会議長 児玉 眞澄

(署名議員)

占冠村議会議員 下川 園子

占冠村議会議員 藤岡 幸次